

第1編 ごみ処理基本計画

第1章 本市の現状と課題

第1節 ごみ処理の状況

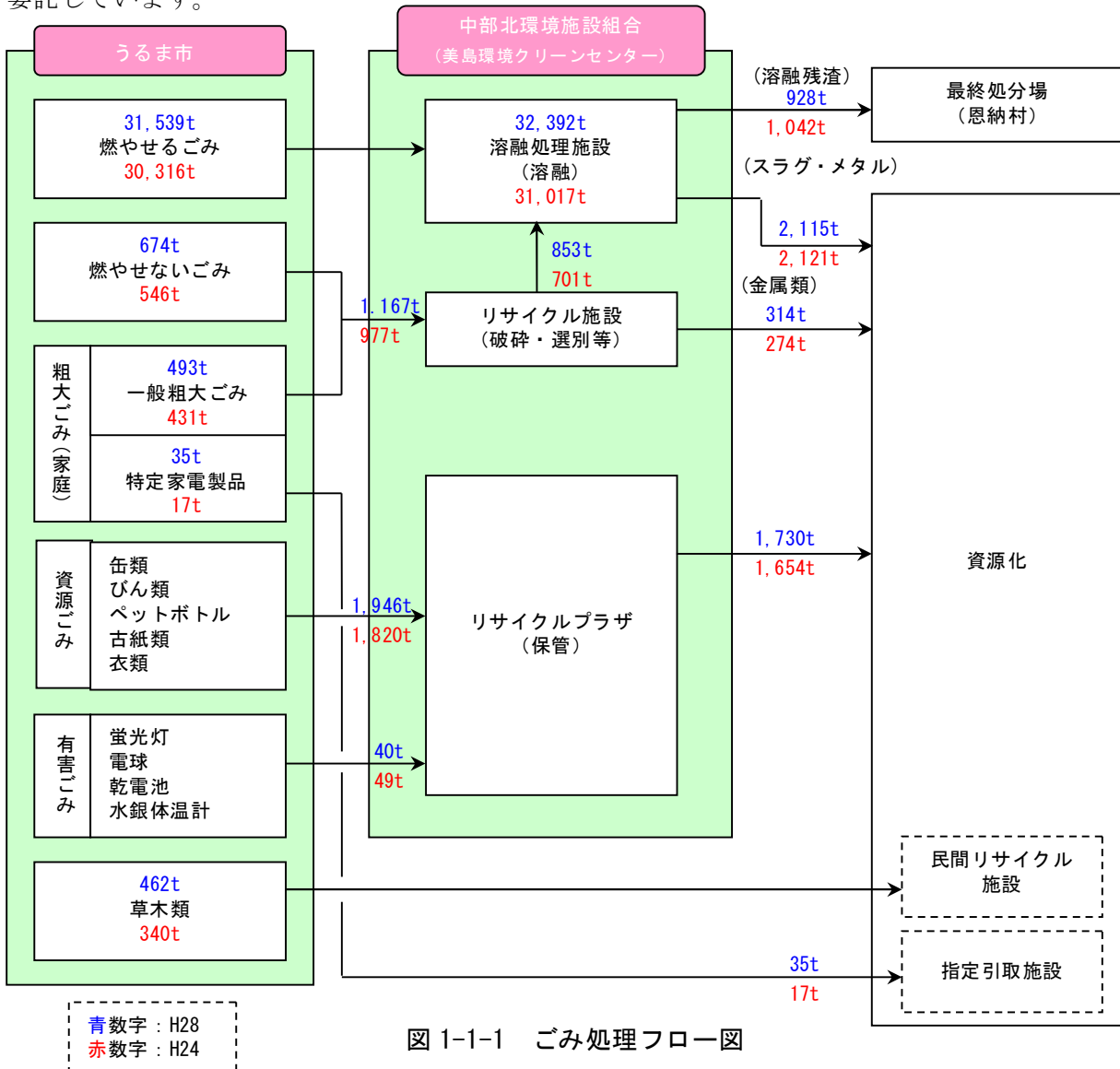
1 ごみ処理・処分の流れ

本市家庭系ごみの処理の流れを図 1-1-1 に示します。

家庭ごみの収集は、本市が主体的に実施しています。本市の家庭から発生する可燃ごみ、不燃ごみ、有害ごみ、一般粗大ごみ及び資源ごみは、中部北環境施設組合（美島環境クリーンセンター）の溶融施設・リサイクル施設に搬入され、溶融または選別等の処理を経て、処理されています。また、不燃ごみ等から選別された資源物と資源ごみは、リサイクル業者に引き渡されます。特定家電製品は、家電リサイクル法で定められたリサイクル施設で処理されています。草木類は、民間リサイクル施設で再資源化されています。

事業系ごみは、自ら処理するか、あるいは本市が許可を与えた業者（許可業者）に委託して処分することとなっています。

現在、本市では最終処分場を所有していないため、同組合構成村である恩納村へ最終処分を委託しています。



2 ごみ量

本市から排出された過去10年間のごみ量の推移を表1-1-1及び図1-1-2に示します。

ごみ排出量は、平成20年度から増加し、平成25年度で減少したものの、その後は増加傾向にあります。

表 1-1-1 ごみ排出量の推移

年度	燃やせるごみ (t)	燃やせないごみ (t)	粗大ごみ (t)	資源ごみ (t)	草木類 (t)	総排出量 (t)	H19年度比 (%)
平成19年度	28,848	565	424	2,041	508	32,386	—
平成20年度	27,686	446	207	1,785	332	30,456	-6.0%
平成21年度	27,998	484	264	1,955	349	31,050	-4.1%
平成22年度	28,979	478	290	1,835	491	32,073	-1.0%
平成23年度	29,864	502	325	1,789	469	32,949	1.7%
平成24年度	30,316	546	431	1,820	340	33,453	3.3%
平成25年度	30,069	516	404	1,882	293	33,164	2.4%
平成26年度	31,025	542	433	1,827	333	34,160	5.5%
平成27年度	31,019	576	464	1,851	341	34,251	5.8%
平成28年度	31,539	674	493	1,946	462	35,114	8.4%

出典：平成19年度～平成27年度は、環境省HP「一般廃棄物処理実態調査結果」
平成28年度は、うるま市環境課

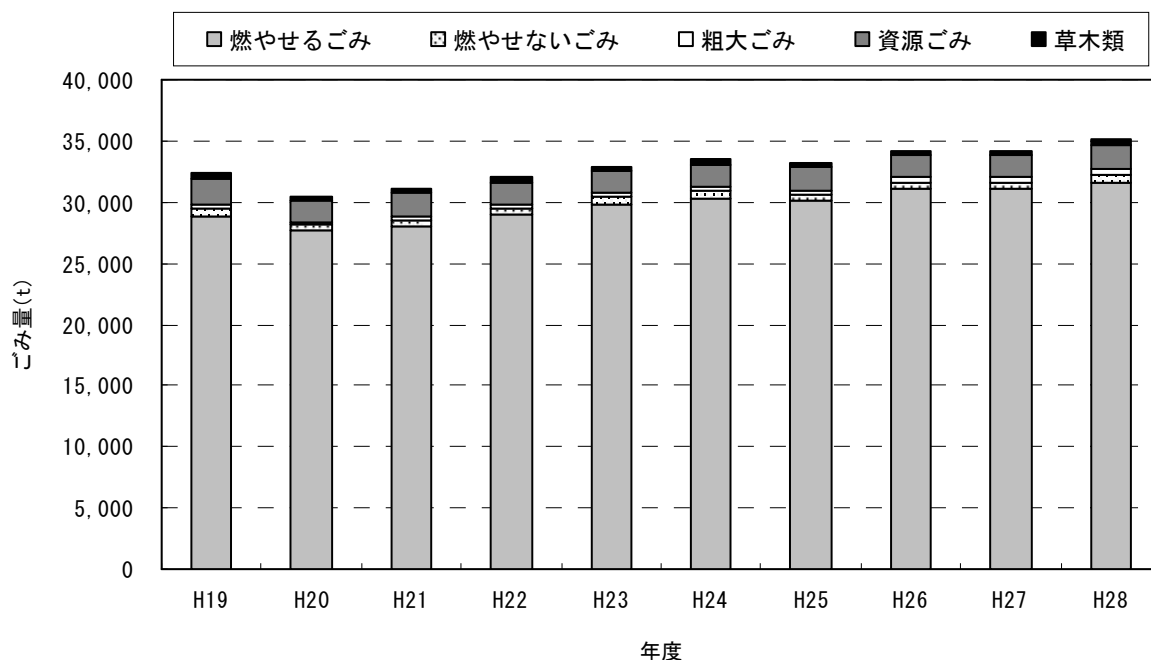


図 1-1-2 ごみ排出量の推移

本市の過去10年間の排出形態別ごみ排出量の推移を表1-1-2及び図1-1-3に、排出形態別ごみ排出量の比率を図1-1-4に示します。

家庭系ごみ及び事業系ごみともに、平成20年度から排出量が増加傾向にあります。

表1-1-2 排出形態別ごみ排出量の推移

年度	家庭系ごみ		事業系ごみ		合計 (t)
	排出量 (t)	H19年度比 (%)	排出量 (t)	H19年度比 (%)	
平成19年度	23,295	—	8,583	—	31,878
平成20年度	21,717	-6.8%	8,407	-2.1%	30,124
平成21年度	22,038	-5.4%	8,663	0.9%	30,701
平成22年度	22,465	-3.6%	9,117	6.2%	31,582
平成23年度	23,066	-1.0%	9,414	9.7%	32,480
平成24年度	23,430	0.6%	9,683	12.8%	33,113
平成25年度	22,825	-2.0%	10,046	17.0%	32,871
平成26年度	23,554	1.1%	10,273	19.7%	33,827
平成27年度	23,566	1.2%	10,344	20.5%	33,910
平成28年度	23,963	2.9%	10,689	24.5%	34,652

注：草木類を除く

出典：平成19年度～平成27年度は、環境省HP「一般廃棄物処理実態調査結果」

平成28年度は、うるま市環境課

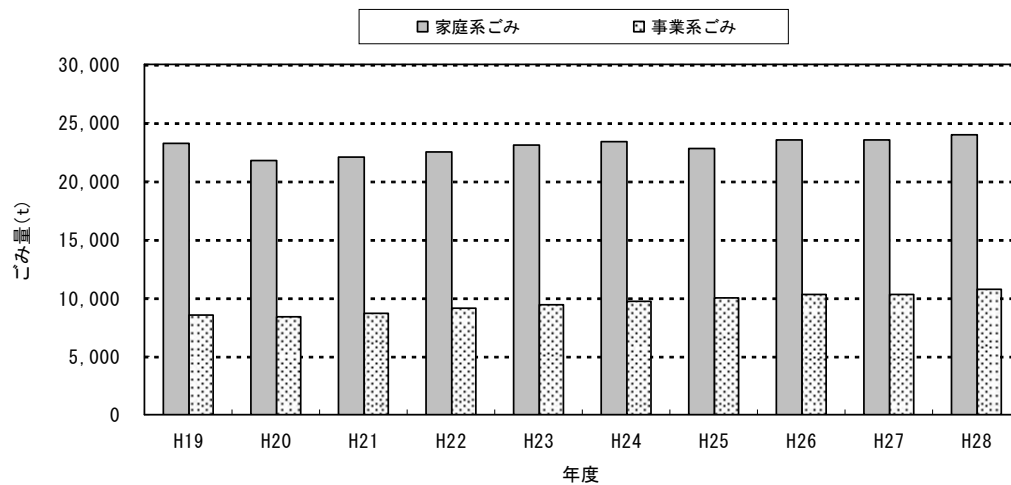


図1-1-3 排出形態別ごみ排出量の推移

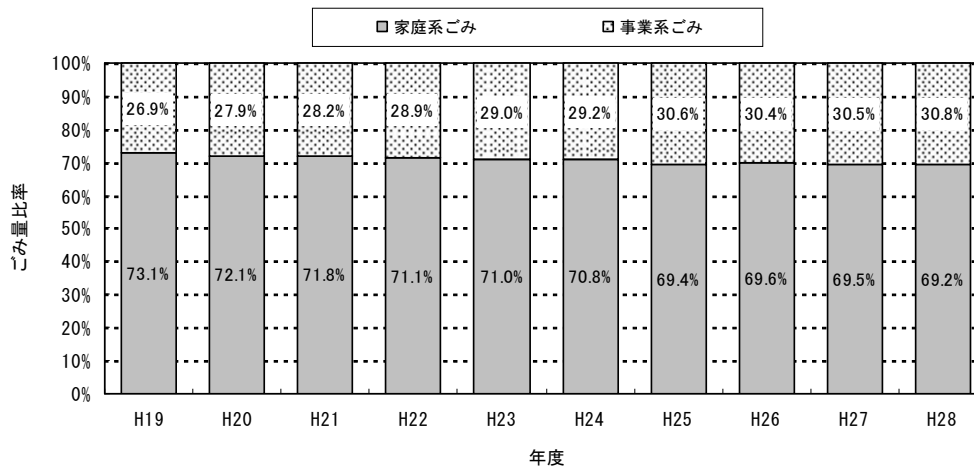


図1-1-4 排出形態別ごみ排出量の比率

本市の過去10年間の一人当たりのごみ量の推移を表1-1-3及び図1-1-5に示します。

本市では、平成20年度から排出原単位が増加し、平成25年度に減少したものの、その後は増加傾向にあります。

表1-1-3 一人当たりのごみ量の推移

年度	うるま市			沖縄県平均 (g/人・日)	全国平均 (g/人・日)
	人口 (人)	年間総排出量 (t)	排出原単位 (g/人・日)		
平成19年度	117,150	32,386	757	897	1,089
平成20年度	117,414	30,456	711	831	1,033
平成21年度	118,189	31,050	720	832	994
平成22年度	119,137	32,073	738	834	976
平成23年度	119,349	32,949	753	847	975
平成24年度	120,205	33,453	763	853	963
平成25年度	120,860	33,164	752	830	958
平成26年度	121,329	34,160	771	844	947
平成27年度	121,972	34,251	769	—	—
平成28年度	122,381	35,114	786	—	—

出典：平成19年度～平成27年度は、環境省HP「一般廃棄物処理実態調査結果」

平成28年度は、うるま市環境課

沖縄県平均及び全国平均については、「廃棄物対策の概要（平成22年～平成29年）沖縄県環境部環境整備課」

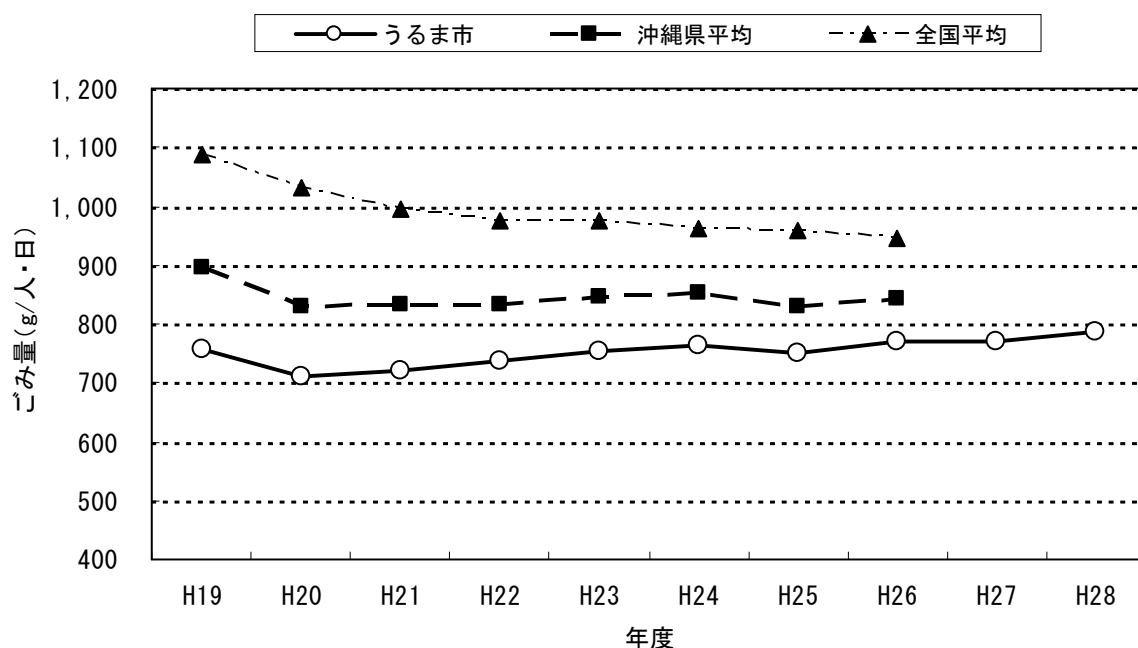


図1-1-5 一人当たりのごみ量の推移

本市の過去10年間の家庭系及び事業系ごみ量の推移を表1-1-4及び図1-1-6に示します。
本市の家庭系ごみの排出原単位は、平成26年度からほぼ横ばいで推移しています。

表1-1-4 家庭系及び事業系ごみ量の推移

年度	人口 (人)	家庭系ごみの 排出量 (t)	一人1日当たり の排出原単位 (g/人・日)	事業所数	事業系ごみの 排出量 (t)	一人1日当たり の排出原単位 (g/人・日)
平成19年度	117,150	23,295	545	4,737	8,583	201
平成20年度	117,414	21,717	507	4,663	8,407	196
平成21年度	118,189	22,038	511	4,589	8,663	201
平成22年度	119,137	22,465	517	4,515	9,117	210
平成23年度	119,349	23,066	529	4,480	9,414	216
平成24年度	120,205	23,430	534	4,426	9,683	221
平成25年度	120,860	22,825	517	4,431	10,046	228
平成26年度	121,329	23,554	532	4,436	10,273	232
平成27年度	121,972	23,566	529	4,506	10,344	232
平成28年度	122,381	23,963	536	4,575	10,689	239

注：従業員数及び事業所数については、沖縄県統計年鑑（平成18年度、平成21年度、平成24年度、平成26年度）のデータを基に他の年度の値を推計した。

出典：平成19年度～平成27年度は、環境省HP「一般廃棄物処理実態調査結果」
平成28年度は、うるま市環境課

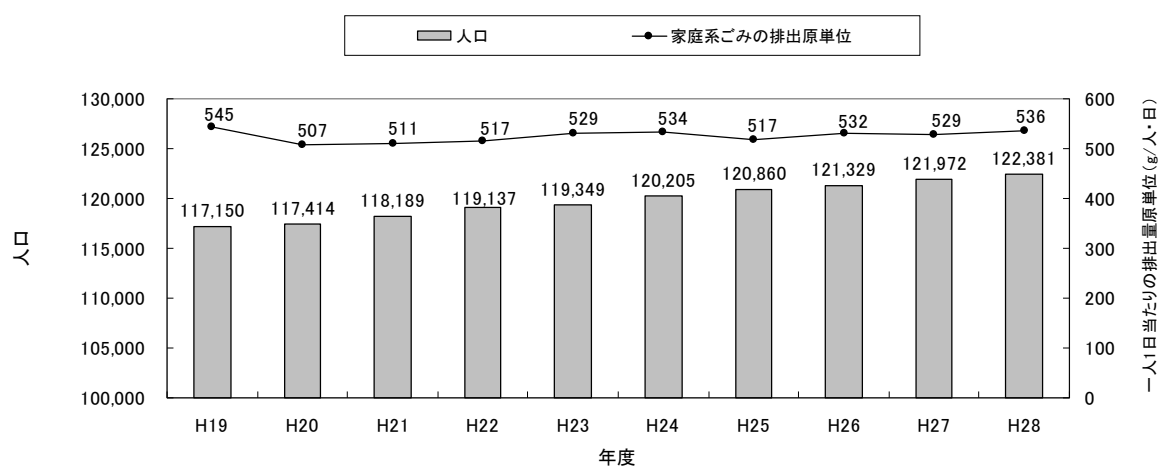


図1-1-6 家庭系及び事業系のごみ排出原単位の推移

本市の過去10年間の事業所数と一人1日当たりの排出原単位の推移を図1-1-7に示します。
 事業所数は、平成24年度以降から増加傾向にあり、事業系の一人1日当たりの排出原単位は、平成20年度以降から増加傾向にあります。

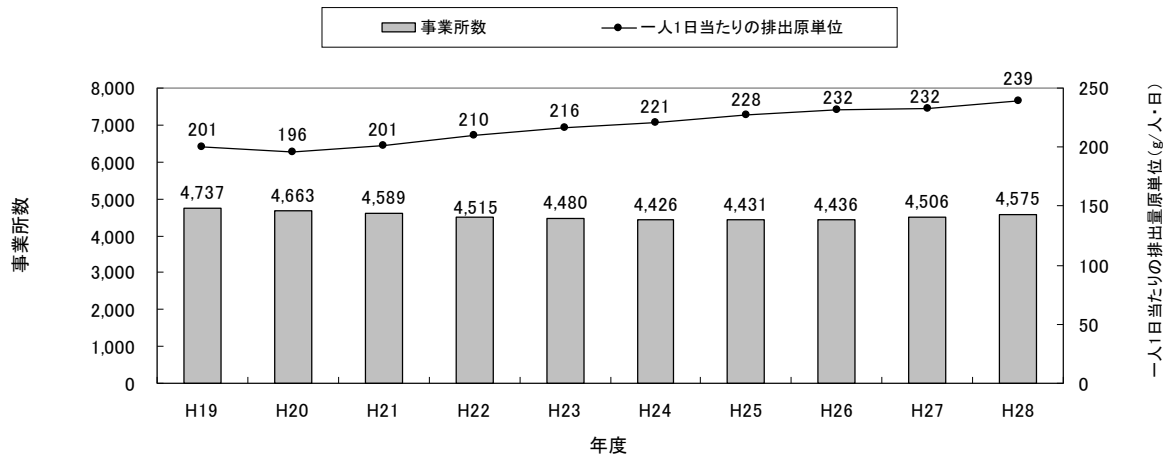


図1-1-7 事業所数と一人1日当たりの排出原単位の推移

3 ごみ処理に要した費用

本市の過去10年間のごみ処理経費の推移を表1-1-5及び図1-1-8に示します。

本市の平成28年度のごみ処理経費は約11億1,800万円です。また、市民一人当たりの費用に換算すると9,143円、ごみ量1t当たりの費用に換算すると31,867円となっています。

平成21年度以降、市民一人当たりの費用と、ごみ量1t当たりの費用は減少傾向にあります。

表1-1-5 ごみ処理経費の推移

年度	平成19年度	平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度	
処理及び維持管理費	千円	881,771	993,525	1,249,996	1,155,321	1,185,780	1,184,564	1,112,721	1,111,825	1,108,825	1,118,971
合計	千円	881,771	993,525	1,249,996	1,155,321	1,185,780	1,184,564	1,112,721	1,111,825	1,108,825	1,118,971
市民一人当たりのごみ処理費用	円/人	7,527	8,462	10,576	9,697	9,894	9,855	9,207	9,164	9,091	9,143
本市人口	人	117,150	117,414	118,189	119,137	119,850	120,205	120,860	121,329	121,972	122,381
ごみ1t当たりのごみ処理費用	円/t	27,227	32,622	40,258	36,022	35,988	35,410	33,552	32,548	32,374	31,867
ごみ総排出量	t/年	32,386	30,456	31,050	32,073	32,949	33,453	33,164	34,160	34,251	35,114

注1：市民一人当たりのごみ処理費用（円/人・年）＝処理及び維持管理費（調査研究費・車両購入費は除く）（千円）÷本市人口（人）

注2：ごみ1t当たりのごみ処理費用（円/t・年）＝処理及び維持管理費（調査研究費・車両購入費は除く）（千円）÷ごみ処理量（t/年）

出典：環境省HP「一般廃棄物処理実態調査結果（平成19年度～平成27年度）」
 平成28年度のデータは、うるま市環境課

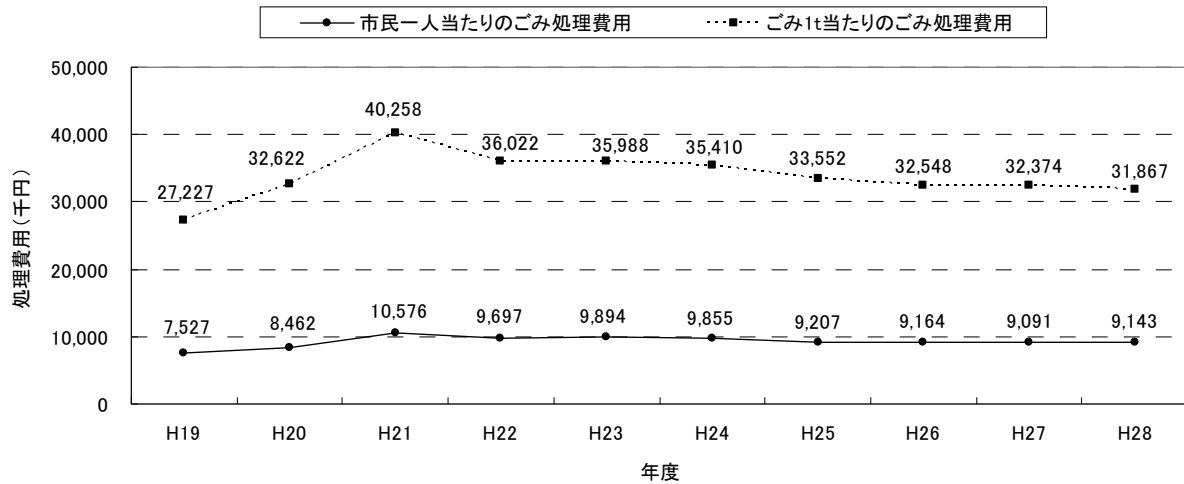


図 1-1-8 ごみ処理経費の推移

4 燃やせるごみのごみ質

過去 10 年間の中部北環境施設組合で実施した燃やせるごみのごみ質分析結果を表 1-1-6 及び図 1-1-9 に示します。

平成 28 年度に実施した燃やせるごみのごみ質分析では、紙類が 46.0%、ゴム類・皮類・ビニール類が 33.0%、厨芥類が 10.0%であり、この 3 種類のごみで約 9 割を占めています。

表 1-1-6 燃やせるごみのごみ質分析結果

ごみの種類組成	単位：%									
	平成19年度	平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度
紙類	46.0	59.0	46.0	42.0	52.0	45.0	42.0	49.0	49.0	46.0
ゴム類・皮類・ビニール類	26.0	24.0	32.0	37.0	27.0	31.0	29.0	26.0	25.0	33.0
木類	10.0	4.0	4.0	5.0	5.0	11.0	11.0	9.0	9.0	8.0
厨芥類	10.0	11.0	14.0	10.0	8.0	7.0	14.0	12.0	14.0	10.0
その他	5.0	1.0	3.0	2.0	2.0	3.0	2.0	1.0	1.0	1.0
不燃物	3.0	1.0	1.0	4.0	6.0	3.0	2.0	3.0	2.0	2.0

注：ごみの中から数カ所取り、分析を行っている。

出典：中部北環境施設組合

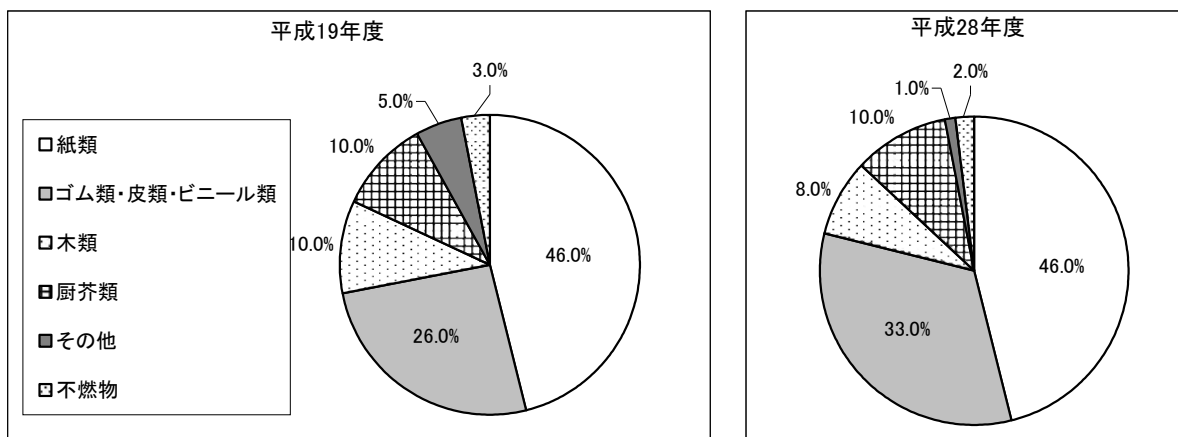


図 1-1-9 燃やせるごみの種類組成 (平成 19 年度及び平成 28 年度)

過去10年間のごみの3成分を表1-1-7に示します。

3成分の分析結果を見ると、平成28年度の燃やせるごみのうち可燃物が53.0%、水分が41.0%、灰分が6.0%でした。

表1-1-7 ごみの3成分

ごみの3成分	単位：%									
	平成19年度	平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度
水分	41.0	36.0	43.0	38.0	33.0	39.0	42.0	40.0	40.0	41.0
灰分	8.0	9.0	5.0	6.0	10.0	7.0	7.0	7.0	7.0	6.0
可燃物	51.0	55.0	52.0	56.0	57.0	54.0	51.0	53.0	53.0	53.0

出典：中部北環境施設組合

5 温室効果ガス排出量

過去10年間の中部北環境施設組合（美島環境クリーンセンター）での焼却処理による温室効果ガスの排出量を表1-1-8及び図1-1-10に示します。

温室効果ガス排出量は、平成19年度をピークに減少し、その後は21,000t-CO₂前後で推移しています。

表1-1-8 温室効果ガス排出データ

年度	単位：t-CO ₂ 、%			
	エネルギー起源CO ₂ (t-CO ₂)	非エネルギー起源CO ₂ (t-CO ₂)	排出量合計 (t-CO ₂)	増減率 (%)
平成19年度	6,940	17,200	24,140	-
平成20年度	5,260	15,000	20,260	-19.15
平成21年度	4,570	15,062	19,632	-3.20
平成22年度	4,550	15,987	20,537	4.41
平成23年度	4,170	16,493	20,663	0.61
平成24年度	4,120	16,697	20,817	0.74
平成25年度	3,980	17,229	21,209	1.85
平成26年度	3,960	18,527	22,487	7.43
平成27年度	4,100	17,654	21,754	4.31
平成28年度	3,900	18,571	22,471	5.62

エネルギー起源CO₂：電気やLPガスなどの燃料の燃焼で発生・排出される二酸化炭素のこと。

非エネルギー起源CO₂：廃棄物の焼却で発生・排出される二酸化炭素のこと。

出典：中部北環境施設組合

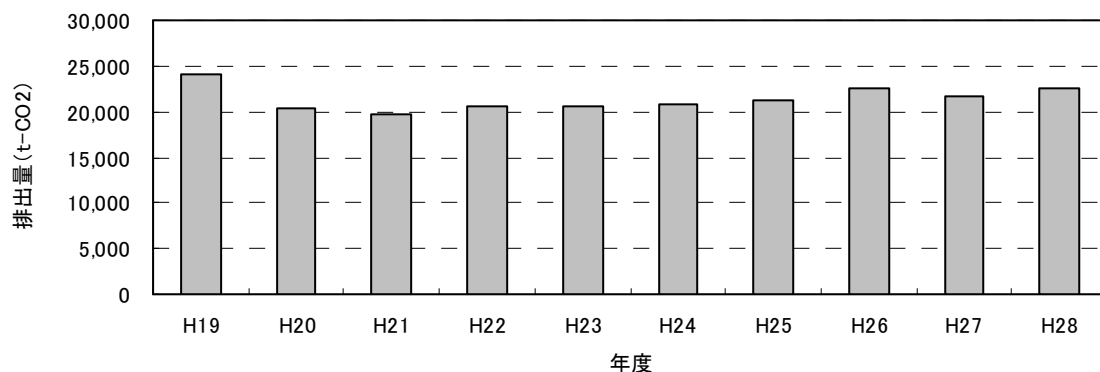


図1-1-10 温室効果ガス排出データ

6 収集・運搬

6-1 収集区域

本市の計画収集区域は、うるま市全域（米軍施設を除く）とします。

6-2 収集・運搬体制

(1) 家庭系ごみ

家庭系ごみの収集・運搬体制を表 1-1-9 に示します。

表 1-1-9 収集・運搬体制（家庭系）

区分	燃やせるごみ	燃やせないごみ	有害ごみ	資源ごみ					粗大ごみ		草木類
				缶	ペットボトル	古紙類	びん	衣類	一般粗大	特定家電	
収集区域	市全域										
収集回数	週2回	月2回	週1回					随時申込 (地域別指定日回収)		随時申込	
収集方法	委託						市直接収集 自己搬入		自己運搬		
計画収集人口等 (平成28年 9月30日現在)	122,381人										

出典：うるま市環境課

(2) 事業系ごみ

廃棄物処理法第3条では、「事業者は、その事業活動に伴って生じた廃棄物を自らの責任において適正に処理しなければならない」と規定されており、排出者責任を原則としています。

本市では、事業所から排出される事業系ごみは、本市の環境課窓口で搬入許可申請を行い、搬入許可証を持って中部北環境施設組合（美島環境クリーンセンター）へ搬入（自己搬入）するか、本市の許可業者に収集依頼することとしています。

※事業系ごみについても、本市の分別方法に従い、指定ごみ袋を使用して処理すること。

6-3 収集・運搬の方法

本市の家庭系ごみの分別区分を表 1-1-10 に示します。

平成 18 年度に、それまで旧市町ごとに異なっていた分別区分を統一しました。

なお、建築廃材（ブロック、角材等）等の産業廃棄物やバッテリー、タイヤ等の自動車の部品等の「適正処理困難物」、パソコンは「資源の有効な利用の促進に関する法律」により、その他、薬品類、焼却灰等それぞれ収集できないものとしています。

収集方法は、原則的に門口収集を行っており、収集形態は燃やせるごみ、燃やせないごみ、ペットボトル、再生利用可能な衣類は指定袋、かん類、びん類、有害ごみはかご収集、古紙類（新聞・チラシ・OA 用紙、本類、段ボール、紙パック、雑紙等）は、紙ひもでしばって出すこととしています。

表 1-1-10 家庭系ごみの分別区分等

収集方式	分別区分	主な品目	排出形態	収集回数	
市委託収集	燃やせるごみ	生ごみ、食用油、プラスチック類、紙くず類等	指定袋	週 2 回	
	燃やせないごみ	金属類、やかん、陶磁器類、小型電化製品、割れガラス等	指定袋	月 2 回	
	有害ごみ	蛍光灯、電球、乾電池、水銀体温計	かご等に入れる		
	資源ごみ	かん類	スチール缶、アルミ缶、スプレー缶	かご等に入れる	週 1 回
		ペットボトル	飲料用、調味料用	指定袋	
		古紙類	新聞・チラシ・OA 用紙、本類、段ボール、紙パック等	紙ひもでしばる	
		びん類	飲料用、調味料用	かご等に入れる	
衣類		再利用できるもの	指定袋		
市直接収集	粗大ごみ	一般粗大ごみ	タンス、机、食器棚等（原則として指定袋に入らないもの）	随時 （事前申込）	
		特定家電製品	冷蔵庫、洗濯機、エアコン、テレビ、衣類乾燥機		個別申込（有料処理券・リサイクル券）
自己搬入	粗大ごみ	一般粗大ごみ	タンス、机、食器棚等（原則として指定袋に入らないもの）	随時 （事前申込）	
		特定家電製品	冷蔵庫、洗濯機、エアコン、テレビ、衣類乾燥機	リサイクル券 随時 民間指定工場へ	
	草木類	庭の小枝、草類	ばら積み	随時 （事前申込）	

出典：うるま市環境課

6-4 ごみ有料化の状況

本市では、合併前の平成16年度から有料指定ごみ袋の導入が始まっています。当時は、中部北環境施設組合の構成市町村（具志川市、石川市、与那城町、勝連町、恩納村）との協議により組合の運営で実施してきましたが、合併後は構成市村がうるま市と恩納村の1市1村となったことから、平成19年4月1日にそれぞれの市村へ移管されて現在に至っています。

粗大ごみについては、有料指定ごみ袋の移管とともに検討を行い、半年の猶予期間経過後、10月1日から実施しています。

指定袋の種類や手数料を表1-1-11に示します。

表1-1-11 一般廃棄物処理手数料の状況

指定ごみ袋（家庭系・事業系）			粗大ごみ（家庭系）				犬・ねこ等の死骸
燃やせるごみ	燃やせないごみ	資源ごみ	一般粗大ごみ		特定家電製品		
			市収集	自己搬入	市収集	自己搬入 (民間指定工場へ)	
特大 60円/枚 大 30円/枚 中 20円/枚 小 17円/枚	中 20円/枚 小 17円/枚	中 20円/枚 小 17円/枚	300円/1個	200円/1個	300円/1個		1,000円/1体

注：特定家電製品には、別途リサイクル券が必要

出典：「うるま市廃棄物の減量化の推進及び適正処理に関する条例（平成19年条例第11号）」

7 中間処理

本市では、燃やせるごみ、燃やせないごみ等の中間処理をしている施設として、中部北環境施設組合の所有の施設にて処理を実施しています。中部北環境施設組合（美島環境クリーンセンター）の概要を表1-1-12に示します。

表1-1-12 中部北環境施設組合の施設概要

項目	内容	
名称	美島環境クリーンセンター	
所在地	うるま市字栄野比 1211-6	
施設区分	ごみ熔融施設	リサイクルプラザ
竣工	平成16年9月	平成16年3月
処理能力	166t/日	57t/日
概要	燃焼設備：ガス化熔融 排ガス処理設備：バグフィルタ 排水処理：無放流	不燃粗大：破砕選別 缶：選別・圧縮 びん：選別 ペットボトル：圧縮梱包 その他資源：ストック

出典：「廃棄物対策の概要（沖縄県 平成29年1月）」

うるま市環境課

8 最終処分

本市は、一般廃棄物最終処分場を所有しておらず、中部北環境施設組合の構成村である恩納村一般廃棄物最終処分場で最終処分を行っています。

9 資源化

収集する資源ごみとして、缶類、びん類、ペットボトル、古紙類（新聞、雑誌、段ボール、紙パック等）、古布を指定しています。ここでは、総排出量に対する資源物総量の割合を資源化率として算出しました。

本市の過去10年間における資源化率の推移を表1-1-13及び図1-1-11に示します。

資源化率は、平成22年度以降、13%前後で推移しています。

表 1-1-13 資源化率の推移

年 度	総排出量 (t)	資源物回収量 (t)										資源化率 (%)
		資源ごみ						不燃・粗大ごみ 資源物	メタル・ スラグ	草木類	合 計	
		缶類	びん類	ペットボトル	紙パック	段ボール	古紙・古布					
平成19年度	32,386	395	869	289	4	古紙・古布を含む	392	323	2,368	508	5,148	15.9%
平成20年度	30,456	258	606	242	3		352	215	1,944	332	3,952	13.0%
平成21年度	31,050	310	849	255	3		416	254	1,981	349	4,417	14.2%
平成22年度	32,073	240	857	252	3		351	232	1,852	491	4,278	13.3%
平成23年度	32,949	207	871	245	2		319	244	2,043	469	4,400	13.4%
平成24年度	33,453	235	866	245	2		306	274	2,121	340	4,389	13.1%
平成25年度	33,164	233	893	262	2		319	271	2,178	293	4,451	13.4%
平成26年度	34,160	209	877	265	2		303	283	2,146	333	4,418	12.9%
平成27年度	34,251	259	891	280	2		250	293	2,186	341	4,502	13.1%
平成28年度	35,114	302	880	312	2		234	314	2,115	462	4,621	13.2%

出典：うるま市環境課

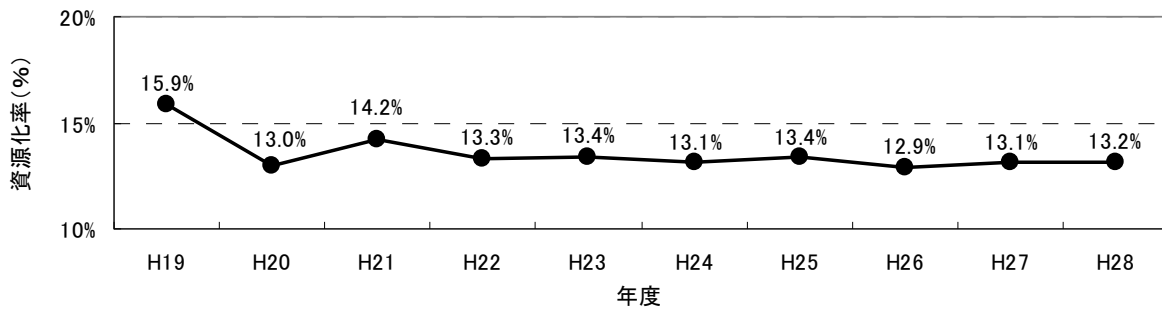


図 1-1-11 資源化率の推移

10 ごみ処理体制

本市のごみの収集・運搬、中間処理に係わる維持管理体制を表1-1-14に示します。

表 1-1-14 ごみ処理体制

	収集・運搬	中間処理	最終処分
家庭系ごみ	直営・委託・許可・自己搬入	美島環境クリーンセンター	恩納村一般廃棄物最終処分場
事業系ごみ	許可・自己搬入		

出典：うるま市環境課

第2節 前計画における数値目標と実績

1 前計画の目標値（平成29年度）との比較

前計画の目標値を表1-1-15に示します。

表1-1-15 前計画の目標値（平成29年度）

	本市の目標値（平成29年度）
ごみ総排出量 （一人1日当たりのごみ排出量）	一人1日当たりのごみ排出量を728gに減量
リサイクル率	22%以上
最終処分率	平成23年度と同程度（3.2%）に抑制

出典：「うるま市一般廃棄物処理基本計画（後期見直し計画）（うるま市 平成25年3月）」

1-1 ごみ総排出量（一人1日当たりのごみ排出量）

一人1日当たりのごみ排出量について、前計画の目標値と実績値の比較を図1-1-12に示します。

一人1日当たりのごみ排出量は、平成22年度から目標値を上回り、平成28年度まで増加傾向にあります。

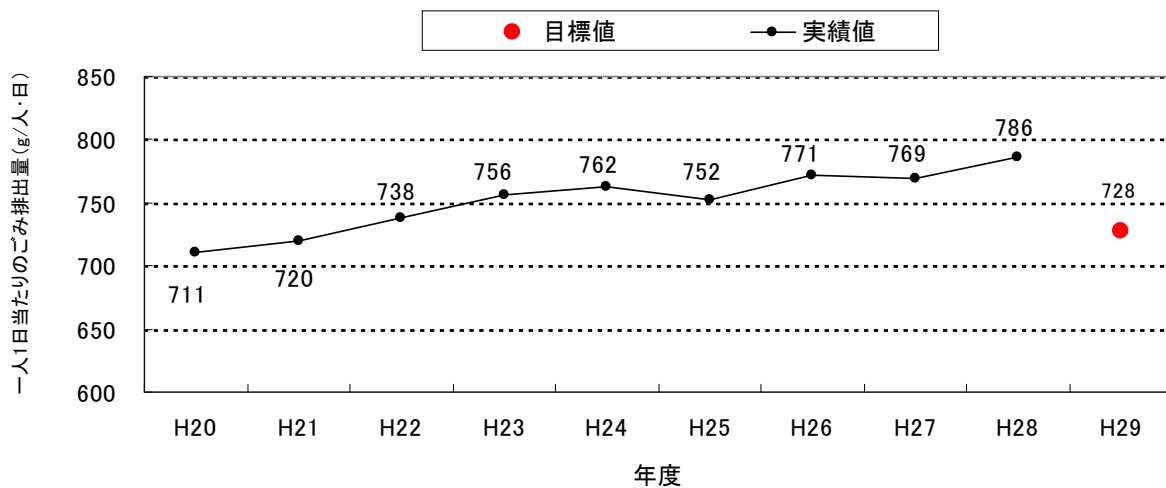


図1-1-12 一人1日当たりのごみ排出量の前計画の目標値と実績値の比較

1-2 リサイクル率

リサイクル率の前計画の目標値と実績値の比較を図 1-1-13 に示します。

リサイクル率は、目標値を下回り、ほぼ横ばいで推移しています。

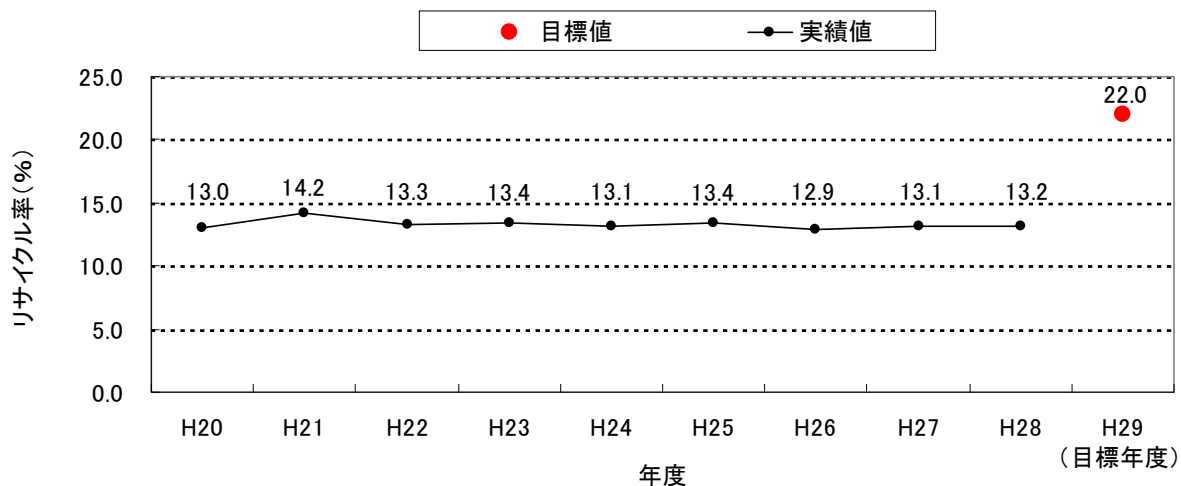


図 1-1-13 リサイクル率の前計画の目標値と実績値の比較

1-3 最終処分率

最終処分率の前計画の目標値と実績値の比較を図 1-1-14 に示します。

最終処分率は、平成 23 年度で僅かに増加したものの、目標値を達成しています。

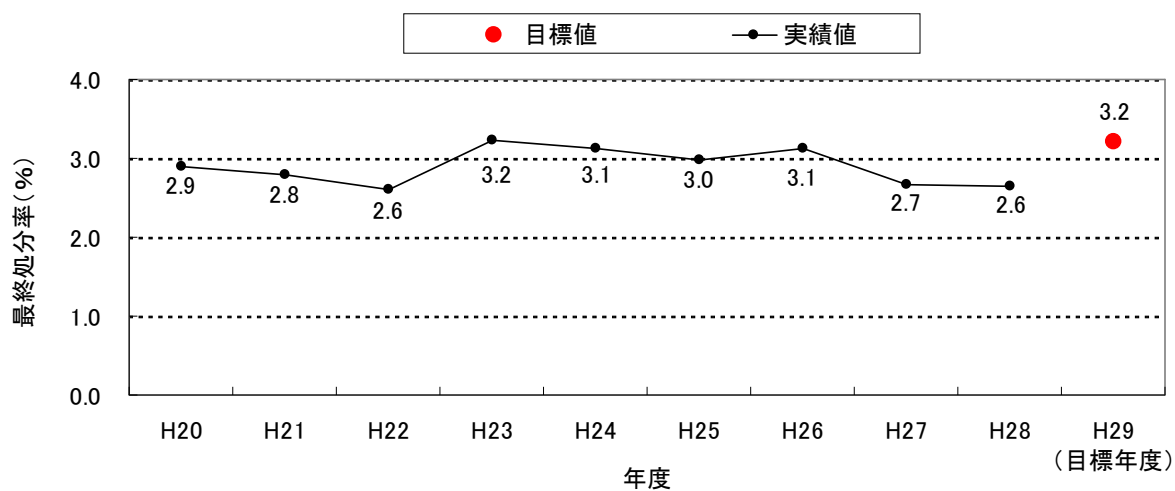


図 1-1-14 最終処分率の前計画の目標値と実績値の比較

2 国・沖縄県の目標値との比較

国及び県では、表 1-1-16 のように目標値を定めています。

表 1-1-16 国及び県の目標値の概要

	国の設定した目標値	沖縄県の設定した目標値
設定計画等	「廃棄物の減量その他その適正な処理に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るための基本的方針」	沖縄県廃棄物処理計画（第三期）
策定年月	平成13年5月（平成22年12月改定）	平成23年3月
基本となる法律	廃棄物処理法	廃棄物処理法
目標年次	平成27年度（2015年度）	平成27年度（2015年度）
排出量に係る目標値	平成19年度比約5%削減	排出量を現状（平成20年度）と同程度に抑制します（26gの減量化）。
再生利用に係る目標値	約27%に増加	再生利用量を排出量の22%とします。
最終処分に係る目標値	平成19年度比約22%削減	最終処分量を排出量の8%とします。

注：国及び県目標値の排出量とは、本計画のごみ総排出量と同意である。また、再生利用率とリサイクル率は同意である。

国・沖縄県の目標値及び本市の平成27年度の実績値を比較したものを表 1-1-17 に示します。

平成27年度の最終処分率は国、県の目標値を達成しています。しかし、ごみ総排出量及びリサイクル率については、引き続き今後も努力が必要です。

表 1-1-17 国・県の目標値を基準とした比較による評価

	国の目標値	県の目標値	本市の実績値 （平成27年度）	評価
ごみ総排出量	30,767t/年度	30,456t/年度	34,251t/年度	－
リサイクル率	27%	22%	13.1%	－
最終処分率	22%	8%	2.7%	達成

第3節 前計画における施策の現状・評価・課題

前計画における各施策の現状・評価・課題は、以下のとおりです。

なお、本市におけるごみ処理の現状から課題を整理し、次章以降の各施策に反映させるものとしします。


【評価方法】

- ：施策の実施又は取組中
- △：施策の一部実施
- ×：施策の未実施

1 発生・排出抑制

1-1 市民による4Rの推進

具体的施策	現状	評価	課題
ライフスタイルの見直し	<ul style="list-style-type: none"> ・ごみの出し方・分け方のハンドブックを作成し、ホームページでも閲覧できるよう、市民へ啓蒙を図っている。 ・平成28年度の家系系ごみの一人1日当たりの排出量は536g/人・日となり、増加傾向にある。 ・平成28年度のごみの3成分の分析結果において水分が約4割含まれていた。 	△	<ul style="list-style-type: none"> ・家庭系ごみの排出量は増加傾向にあることから、ごみの減量化への更なる取り組みが求められる。特に、平成28年度のごみの3成分の分析結果において水分が約4割含まれていることから、燃やせるごみの中の水分を減量していくことが望まれる。
マイバッグ等の運動の促進	<ul style="list-style-type: none"> ・市民団体等において、マイバッグの持参を呼びかけている。 	○	<ul style="list-style-type: none"> ・ごみの発生量の削減を目指すため、スーパーやコンビニ等へのマイバッグ利用の推進に取り組む必要がある。
分別排出の徹底	<ul style="list-style-type: none"> ・ごみの出し方・分け方のハンドブックを作成し、ホームページでも閲覧できるよう、市民へ啓蒙を図っている。 	○	<ul style="list-style-type: none"> ・ごみの分別排出指導の強化（転入者、単身世帯等への啓発）を図り、ごみ減量化を推進する必要がある。 ・平成28年度のごみ質分析結果において紙類が約4割含まれていることから、燃やせるごみの中の紙類を資源化していくことが望まれる。
古布の回収	<ul style="list-style-type: none"> ・平成25年度から古布の回収を実施した。 	○	<ul style="list-style-type: none"> ・古布の回収を継続して行い、市民へ積極的な普及啓発に努める必要がある。
廃食用油の回収	<ul style="list-style-type: none"> ・各庁舎に廃食用油の回収用ポリバケツを設置している（農政課）。 	○	<ul style="list-style-type: none"> ・今後も廃食用油の回収を継続し、より積極的な普及啓発に努める必要がある。
フリーマーケットやバザーの利用促進	<ul style="list-style-type: none"> ・いちゅい具志川じんぶん館、事業者等によるフリーマーケットの開催を推進、ホームページなどで情報提供を行っている。 	○	<ul style="list-style-type: none"> ・ごみ量の削減を推進するため、市民等により行われているフリーマーケットや不用品バザーを継続して行い、身の回りのものを再使用する必要がある。

具体的施策	現状	評価	課題												
<p>生ごみの堆肥化の普及</p>	<p>・家庭用生ごみ処理機購入奨励助成事業を実施している。</p> <p style="text-align: center;">表 1-1-18 助成事業実績</p> <table border="1" style="margin-left: auto; margin-right: auto;"> <thead> <tr> <th>年度</th> <th>件数</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>平成 24 年度</td> <td>21</td> </tr> <tr> <td>平成 25 年度</td> <td>23</td> </tr> <tr> <td>平成 26 年度</td> <td>19</td> </tr> <tr> <td>平成 27 年度</td> <td>14</td> </tr> <tr> <td>平成 28 年度</td> <td>17</td> </tr> </tbody> </table> <p>出典：うるま市環境課</p>	年度	件数	平成 24 年度	21	平成 25 年度	23	平成 26 年度	19	平成 27 年度	14	平成 28 年度	17	○	<p>・今後は、生ごみ処理容器も助成対象とした「家庭用生ごみ処理機等購入奨励助成事業」を実施し、より積極的な普及啓発に努め、生ごみの堆肥化によるごみ量の削減を推進する必要がある。</p>
年度	件数														
平成 24 年度	21														
平成 25 年度	23														
平成 26 年度	19														
平成 27 年度	14														
平成 28 年度	17														
<p>4R の推進・組織づくり</p>	<p>・ハンドブックやホームページで、4R の取り組みについて啓蒙を図っている。</p> <p>・環境クリーン指導員による、ごみの排出指導、ごみの減量・資源化の促進等を行っている。</p>	○	<p>・4R を推進するため、地域と連携を図り、ごみの分別や減量化についての情報交換が行える体制づくり等を検討する必要がある。</p>												
<p>市民への普及啓発</p>	<p>・ごみの減量化及びリサイクルの促進を目的に9区分のごみ分別を行っており、ごみの出し方・分け方が分からない方に対しハンドブックを作成し、ホームページでも閲覧できるように、市民へ啓蒙を図っている。</p> <p>・「広報うるま」及びアプリ「マチイロ」（広報紙をスマートフォンやタブレットなどで読むことができる無料アプリ）にて、ごみ処理経費・ごみ搬入量・資源化量等について、市民へ啓発を図っている。</p> <div style="text-align: center;">  </div> <p>出典：平成 28 年 No. 135 広報うるま 6月号</p>	○	<p>・市民のごみに対する意識改善に努め、学校・家庭・地域の協力により、環境教育の支援に努める必要がある。</p> <p>・不法投棄を行わない、不法投棄の発見に協力するよう普及啓発に努める必要がある。</p>												

1-2 事業者による4Rの推進

具体的施策	現状	評価	課題
分別排出の徹底	<ul style="list-style-type: none"> ごみの出し方・分け方について、ホームページで周知を図っている。 平成28年度の事業系ごみの一人1日当たりの排出量は239g/人・日となり、増加傾向にある。 	△	<ul style="list-style-type: none"> 事業系ごみに含まれる紙類の分別を徹底する必要がある。 事業系ごみの排出量は増加傾向にあることから、ごみの減量化への更なる取り組みが求められる。自ら処理する排出者責任の自覚を深め、分別の徹底に向けた取り組みが必要である。 平成28年度のごみ質分析結果において紙類が約4割含まれていることから、発生抑制の取り組みとして、燃やせるごみの中の紙類を資源化していくことが望まれる。 飲食店などの事業系生ごみは、減量化に取り組む必要がある。
簡易包装の促進	<ul style="list-style-type: none"> 沖縄県下のレジ袋有料化店舗数は、257件（H23年7月現在、沖縄県ホームページ）から274件（H29.3月現在）に増加した。 大型店舗やコンビニチェーンでのマイバッグの取り組みを確認した結果、多くの店舗でマイバッグを推進している。 	○	<ul style="list-style-type: none"> ごみの発生量の削減を目指すため、容器包装の簡素化を徹底する必要がある。 レジ袋有料化及びマイバッグ利用の推進に取り組む必要がある。
環境汚染の少ない製品やごみになりにくい商品の開発		×	<ul style="list-style-type: none"> 再使用が可能な容器であるリターナブルビンのような、長期間使用が可能でリサイクルが容易なごみになりにくい商品の開発を推進する必要がある。 商品等の一部がごみとならないような商品を見直す必要がある。
減量化・資源化計画の策定		×	<ul style="list-style-type: none"> 事業系ごみの排出抑制のため、資源化・減量化計画の策定を推進し、また、拡大生産者責任への理解を徹底していく必要がある。
適正処理の啓発	<ul style="list-style-type: none"> ハンドブックやホームページ、又は、問い合わせがあった場合は、事業系ごみの適正処理について周知を図っている。 	○	<ul style="list-style-type: none"> 事業活動に伴って生じた廃棄物の処理責任の自覚と適正処理を徹底していく必要がある。
環境に配慮した事業活動		×	<ul style="list-style-type: none"> 事業所におけるごみの減量及び適正処理を進めるためには、従業員の意識向上を図り、一体となって取り組めるような情報提供を行う必要がある。

1-3 行政による4Rの推進

具体的施策	現状	評価	課題
ごみ処理有料化の推進	<ul style="list-style-type: none"> 平成16年度から有料指定ごみ袋を導入し、ごみ排出量の減量化を推進している。 	○	<ul style="list-style-type: none"> 平成16年度から有料指定ごみ袋を導入し、ごみ処理経費の確保、ごみ排出量の減量化を推進してきたが、ごみの総排出量が増加傾向にある。将来的に、他市町村の実態と比較しながら、指定袋の種類や料金の見直し・検討が必要と考えられる。
市民に対する4R活動の推進	<ul style="list-style-type: none"> ごみの出し方・分け方のハンドブックに4R推進のための「ごみを減らす工夫4R」を記載し、ごみ減量の協力を呼びかけている。また、ホームページでも閲覧できるよう、啓蒙を図っている。 	△	<ul style="list-style-type: none"> 市民及び事業者に対して、適切な分別の指導等を強化し、特に、紙類の資源化を推進する必要がある。 本市への転入者に対し、ごみの分別排出を徹底する必要がある。 転出入者の多い集合住宅については、集合住宅所有者又は管理会社などと連携し啓蒙を強化する必要がある。
市民団体等との協力	<ul style="list-style-type: none"> 各種イベント等で発生するごみの発生量を抑制するため、エコステーションを設置し、サポート企業・協力団体等の協力により、エコ活動（ごみの分別作業やリサイクル活動）を実施している。 	○	<ul style="list-style-type: none"> 市民団体等と連携した環境教育・環境学習の場を提供する必要がある。 今後も、各種イベントや地域の祭りなどでサポート企業・協力団体等の協力により、エコ活動を実施する必要がある。
環境教育・普及啓蒙の推進	<ul style="list-style-type: none"> 家庭から出されたごみが、どのように処理されているのかを学ぶため、美島環境クリーンセンターにて施設見学を行っている。 環境へのさらなる関心と理解を深めるため、正しいごみ分別の説明や不法投棄の現状、地球温暖化防止対策の内容などについて、環境パネル展を実施した。 	○	<ul style="list-style-type: none"> 一人でも多くの生徒がごみや環境に関心を持ってもらうため、一般の見学や小・中学校への環境教育を推進する必要がある。 市民のごみに対する関心を高めるため、ごみ減量に対する意識の向上につながるような記事（広報紙やホームページ等）の掲載頻度を増やしていく必要がある。 適正なごみ処理や減量化・資源化を進めるためには、市民・事業者・行政が一体となった取り組みが必要であるため、情報提供や意識向上イベントなどの啓蒙事業の実施により、連携を図る必要がある。 生ごみの水切りなどの情報を提供する必要がある。
グリーン購入の利用促進	<ul style="list-style-type: none"> 平成13年4月より「グリーン購入法」が施行され、市町村でも再利用品等の環境に配慮した物品の調達が進められていることから、本市でも率先してグリーン購入法に基づいた物品調達を行っている。 	○	<ul style="list-style-type: none"> 今後も、グリーン購入法に基づいた物品調達を実施する必要がある。 市民及び事業者に対しても、環境配慮型製品の積極的な購入を周知する必要がある。
事務用消耗品等についての配慮	<ul style="list-style-type: none"> 再生紙などの再生品の活用や、資料の共有化を図るなどの取り組みを実施している。 	○	<ul style="list-style-type: none"> 今後も、事務用消耗品等について配慮した取り組みを行う必要がある。

2 収集・運搬

2-1 分別区分・収集方法の見直し

具体的施策	現状	評価	課題
分別区分細分化の検討	・容器包装リサイクル法第8条第1項の規定により、「うるま市分別収集計画」を策定し、対象品目として、スチール製容器、アルミ製容器、ガラス製容器（無色、茶色、その他）、飲料用紙製容器、PETボトルを対象とした。	○	・恩納村との分別区分の統一を図っていることから、今後、新たな資源化に伴い分別区分の変更等を行う場合においては、恩納村と連携し分別区分の統一を図りつつ、収集・運搬体制の効率性の向上に努める必要がある。
収集・運搬委託業者の指導	・分別されていないごみについては、収集を行わない措置により市民の分別徹底を促しており、委託業者に対してもその趣旨を説明し、実行するよう指導している。	○	・新たな資源化に伴い分別区分の変更等を行う場合においては、収集運搬委託業者と連携し、収集・運搬体制の効率性の向上に努める必要がある。

2-2 資源物持去行為の防止

具体的施策	現状	評価	課題
資源ごみ抜き取り対策の検討	・市民からの通報により、資源ごみの抜き取りが行われていた場合は、パトロールを実施している。	△	・資源ごみ（アルミ缶・新聞紙）の抜き取りが多いことから、今後は対策を検討する必要がある。

3 中間処理

3-1 安全かつ適正な処理体制の適正管理

具体的施策	現状	評価	課題
美島環境クリーンセンター等の維持管理	・安全かつ適正な処理体制の維持管理に努めている。	○	・今後も継続して美島環境クリーンセンターにてごみ処理を行っていくことから、組合と本市・恩納村が協力して施設の維持管理、運転管理の適正化及び公害防止対策に努め、適正処理を維持していく必要がある。 ・中間施設の段階において、資源物の回収等を推進しており、今後も循環利用の推進、最終処分場の延命化の観点から継続していく必要がある。

※中部北環境施設組合では、ごみを単に溶融処理するだけでなく、溶融時に発生する熱エネルギーを回収し、施設で使用する電気として有効に活用しています（サーマルリサイクル）。サーマルリサイクルをすることで、電気や燃料の使用量が減り、ごみ処理経費の削減に加え、地球温暖化の防止にも寄与できます。

3-2 処理施設の燃料費の低減化

具体的施策	現状	評価	課題
燃料費の低減化	<ul style="list-style-type: none"> 本市の一人当たり及び1t当たりのごみ処理費用は、平成22年度以降から減少傾向にある。 	○	<ul style="list-style-type: none"> 本市の一人当たり及び1t当たりのごみ処理費用は減少傾向にあるが、ごみ量の増加がみられることから、市民への啓発の計画を立てて、ごみ処理費の認識を徹底させるなど、ごみ減量に努める必要がある。 燃やせるごみの中には、ごみ組成分析調査の結果において水分が約4割も含まれていることから、燃やせるごみの中の水分を減量する必要がある。

3-3 リサイクルの推進

具体的施策	現状	評価	課題
紙類・古布等のリサイクルの推進	<ul style="list-style-type: none"> 平成28年度のごみ質分析結果において、紙類が約4割含まれていた。 紙類の回収量は減少傾向にあるが、古布は平成25年度から回収している。 平成28年度のリサイクル率は13.2%となり、目標値(22.0%)を下回っていた。 	○	<ul style="list-style-type: none"> 平成28年度のごみ質分析結果において紙類が約4割含まれていることから、発生抑制の取り組みとして、燃やせるごみの中の紙類を資源化していくことが望まれる。 平成28年度のリサイクル率は13.2%で、目標値(22.0%)を下回っている状況にあることから、家庭及び事業所から排出されるごみのリサイクルを進めるための体制を整え、更なるリサイクル率の向上に向けて、分別の徹底を進める必要がある。

4 最終処分

4-1 最終処分量の減容化

具体的施策	現状	評価	課題
ごみ排出量の減量化	<ul style="list-style-type: none"> 本市の最終処分率は、平成28年度においては2.8%で目標値(3.2%)を達成している状況にある。 恩納村一般廃棄物最終処分場の残余容量は、42,346m³(平成29年1月現在)となっている。 	○	<ul style="list-style-type: none"> 最終処分場の残容量はまだあるが、一層の循環型社会の形成に向け、最終処分量を極力抑えていく必要がある。

4-2 最終処分量の見込み

具体的施策	現状	評価	課題
最終処分量の見込み	<ul style="list-style-type: none"> 平成28年度のごみ最終処分量928t/年度で目標量(平成29年度:938t/年度)を達成している。 	○	<ul style="list-style-type: none"> 最終処分場に埋立て処分される溶融飛灰の発生を抑制し、最終処分場の長期安定的な運営が図られるよう、更なるごみの減量化及び資源化の推進に取り組まなければならない。

5 その他計画

5-1 不法投棄対策・環境美化の推進

具体的施策	現状	評価	課題
不法投棄の監視体制の強化	・不法投棄があった場合には、すぐに現場対応を行っている。	○	・本市は、県内でも不法投棄が多いとされていることから、今後は更なる対策強化を図るため、より一層の不法投棄防止活動を行う必要がある。 ・地域住民や関係機関との連携を強化し、不法投棄のパトロール体制の整備を推進する必要がある。 ・市民、団体などの協力を得て、不法投棄の情報提供及び早期発見に努める必要がある。
不法投棄排出者への啓発	・不法投棄防止の看板や、不法投棄がされやすい場所に監視カメラを設置した。	○	・不法投棄がされやすい場所への看板及び監視カメラの設置を継続して行う必要がある。
環境美化運動の推進	・6月第2日曜日は、うるま市環境美化推進条例により、「うるま市環境美化の日」として定め、6月の1ヶ月間を「環境月間」として、地域における月内一斉清掃を呼びかけている。	○	・市内では、空き缶・たばこの吸い殻等のポイ捨てによるごみの散乱が見受けられる。 ・市職員、住民、事業者、ボランティアの協力により環境美化清掃を行っているが、より一層の空き缶等ごみの散乱防止活動を行う必要がある。

5-2 適正処理困難物の対応

具体的施策	現状	評価	課題
廃家電製品の回収方法の周知徹底	・家電リサイクル及びパソコンリサイクルの推進のため、ホームページやパンフレットなどによる情報発信を実施している。	○	・適正処理を推進するため、関係機関や民間業者と連携した処理体制の構築や住民への情報提供などを行う必要がある。
家庭から排出される医療系廃棄物の回収	・「在宅医療廃棄物取扱方法検討調査報告書(平成17年3月 環境省)」に基づき、平成19年11月に「うるま市在宅医療廃棄物の処理について(お願い)」を策定し、取り組みを行っている ・注射針等の鋭利な物及び血液、汚染物等が付着した紙くず、繊維(脱脂綿、ガーゼ、包帯等)等は、医療関係者あるいは患者・家族が医療機関へ持ち込み、感染性廃棄物として処理している。その他の非鋭利な物は、本市が一般廃棄物として処理している。	○	・今後も、「うるま市在宅医療廃棄物の処理について(お願い)」に基づいた在宅医療廃棄物の回収を継続する必要がある。

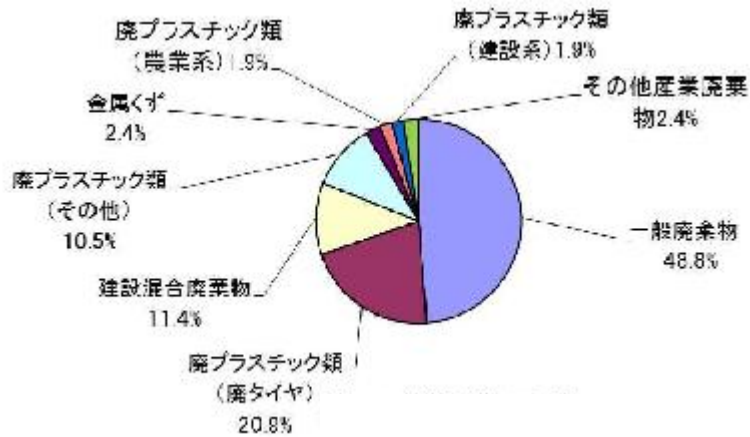
5-3 災害廃棄物処理対策

具体的施策	現状	評価	課題
災害廃棄物処理基本計画の策定	・前計画において、災害廃棄物処理基本計画を策定した。	○	・台風等の災害により大量の廃棄物が発生した場合には、衛生的な環境を保持する観点から、迅速な対応が求められる。このため、「うるま市地域防災計画」や「沖縄県災害廃棄物処理計画」等に基づき、収集・運搬や処理体制、各関係機関との連携・連絡体制などの確立を図る必要がある。

コラム：どんな物が不法投棄されているの？

平成28年度における不法投棄された廃棄物の総重量は1,796トンとなっており、うち産業廃棄物は920トン（51.2%）、一般廃棄物は876トン（48.8%）となっています。

内訳としては、廃プラスチック類、建設混合廃棄物、金属くずなどがあります。



出典：「不法投棄実態調査 報告書」平成29年10月 沖縄県環境部環境整備

第2章 基本方針

第1節 目指す将来像

生活環境の保全及び公衆衛生の向上を図り、良好な環境を次世代に引き継ぐためには、大量生産、大量消費及び大量廃棄に支えられた社会経済・ライフスタイルを見直し、限りある資源を大切に使い、循環利用、有効活用に努め、環境への負荷の少ない持続可能な循環型社会を形成することが求められています。

本市では、将来にわたる安定した円滑な廃棄物処理を念頭に、循環型社会の形成に向けて、4R（Refuse：ごみになるものを拒否する、Reduce：ごみの発生抑制、Reuse：ものを再使用する、Recycle：再生利用する）を積極的に推進する「みんなで取り組もう ごみ減量！ ごみ資源化！」を目指します。

目指す将来像

みんなで取り組もう ごみ減量！ ごみ資源化！



第2節 基本方針

ごみ問題を根本から解決するためには、大量生産・大量消費・大量廃棄に代表される浪費型社会から脱却し、循環型社会に移行することが必要です。これは、生産から流通、消費、廃棄に至るまで、物質を効率的に利用し、リサイクルを進めることで、環境への負荷をできるだけ少なくしていくことを目指しています。

本計画では、目標年度（平成39年度）におけるごみ処理の基本方針として、以下の5つを掲げ、廃棄物の減量化・資源化を推進するとともに循環型社会の形成を目指します。

方針1：発生・排出抑制（市民・事業者・行政の三者協働による4R活動を推進）

市民・事業者・行政が各々協働して、4R（Refuse：ごみになるものを拒否する、Reduce：ごみの発生抑制、Reuse：ものを再使用する、Recycle：再生利用する）を積極的に推進し、ごみの発生・排出量の減量化・資源化を図ります。

市民は、環境に配慮したライフスタイルへの転換、ごみの減量化・資源化、分別排出の徹底等を積極的に推進します。

事業者は、生産や流通等の事業活動段階でのごみの発生量の抑制を図ります。また、再利用が可能な製品など、環境負荷の少ない製品づくり・販売によって、ごみの減量化・資源化を推進します。

行政は、循環型社会形成を目指してごみの発生・排出抑制等に関する市民・事業者への普及啓発の徹底や、廃棄物処理施設の維持管理、最終処分量の減容化対策等の施策を講じ、それらの施策を着実に推進していきます。

方針2：収集・運搬（効率的で環境に配慮した収集・運搬体制を整備）

収集・運搬事業においては、環境配慮型の収集車両を推奨するなど、市民の衛生的な生活環境を確保するため、効率的な収集・運搬体制を推進していきます。また、新たな資源ごみ（雑紙、廃食用油、プラスチック製容器包装等）の分別区分を検討し、資源化量の増加を推進します。

方針3：中間処理（ごみの処理費を含めた施設の適正管理を推進）

処理施設の適正な維持管理によって施設の長寿命化を推進します。また、ごみの増加によって処理費が増えることから、処理費低減等も考慮した中間処理体制を推進します。

方針4：最終処分（最終処分場を長期利用可能とするため、埋立処分量の減容化を推進）

最終処分場の埋立容量には当然限界があるため、最終処分量は最小限に抑えることが必要です。ごみの排出、中間処理の段階で減量化・資源化を推進し、最終処分量の削減を推進します。

方針5：その他計画（清潔できれいなまちを目指す）

市民・事業者・行政は、4R や収集・運搬、適正処理の他に、市民の生活環境を衛生的に保っていくことも重要です。そのため、三者が協働しながら不法投棄対策を講じ、清潔できれいなまちづくりを推進していきます。

コラム：「リサイクル」は4番目！

「リサイクル」と聞くと、「ごみを減らす手段」と、つい思ってしまうがちですが、「4R」の行動では「リサイクル」は、最後の4番目に来ています。

「リサイクル」の本来の意味は、不用品や廃棄物を資源（原料）に戻して、再利用することをいいます。「資源ごみ」として分別してごみを出せば、ごみの減量化につながると思いがちですが、不用になったものを捨てた場合、それはいくら資源化されるとしても、「不用品＝ごみ」となるのです。「リサイクル」はとても大切なことですが、その前に「使い捨てをやめる（減らす）」、「無駄づかいをしない」、「繰り返し大切に使う」ことを心がけることが、ごみの減量化につながるのです。

4Rの順序としては、

- ①まずは必要でない物は買わない・断ることから始めます。リフューズ
- ②次に、ごみとして出にくい物を購入する。ごみとして出す量を減らす。リデュース
- ③次に、再利用出来る物を購入する。使い捨ての物は買わない。リユース
- ④最後に購入した物の再資源化に協力する。リサイクルできる物を購入する。リサイクル



リサイクルだけを行えば環境に優しいというわけではありません。この4Rを実行して、次代に繋ぐ循環型社会の形成に参加しましょう。

第3節 人口及びごみ量の将来推計

1 人口及び事業所の将来予測

1-1 人口の将来予測

本市の将来人口は、「うるま市人口ビジョン」、「うるま市人口ビジョン島しょ地域編」（平成28年3月）に基づき設定しました。

目標年度である平成39年度には、現状（平成28年度）と比べると2.3%増加すると予測されました。

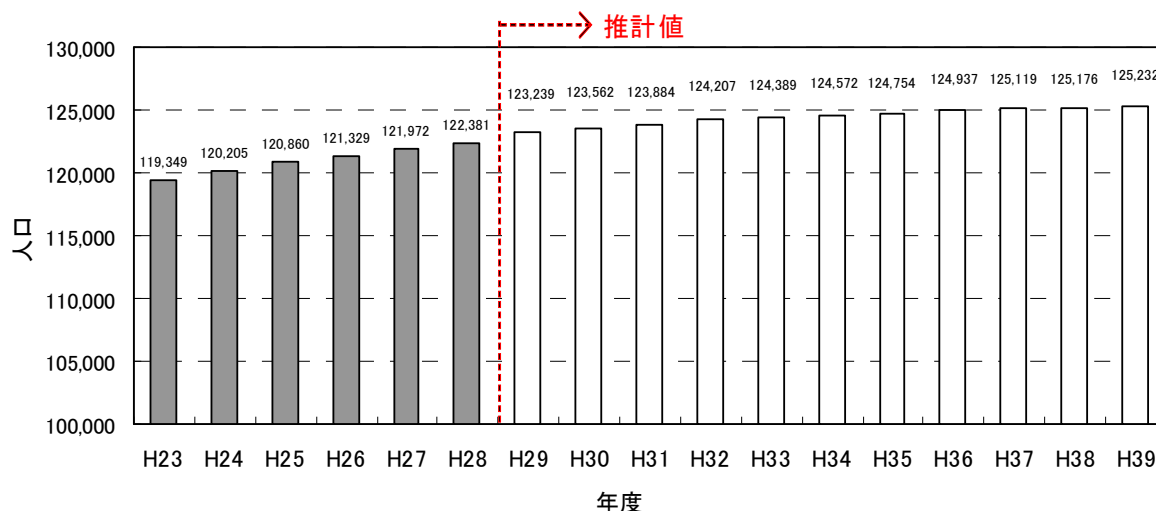


図1-2-1 人口の将来予測

コラム：「うるま市人口ビジョン」とは？

うるま市人口ビジョンは、本市の最上位計画である「うるま市総合計画」に示す、平成28年の総人口125,000人の目標設定を踏まえつつ、現状及び近年の人口動態等を考慮し、一部見直した計画となっています。

市独自の推計では、国の研究機関である国立社会保障・人口問題研究所（以下「社人研」という。）による「日本の地域別将来推計人口（平成25年3月推計）」の推計よりも、若い女性をはじめとした人口流出がそれ程進まないと仮定しています。

注）市独自の推計については、平成22年国勢調査人口を基準に、生存率、純移動率、女性（15歳～49歳）の5歳階級別出生率、0歳～4歳性比に仮定値を設定し、コーホート要因法により推計。生存率や0歳～4歳性比については社人研の値を利用し、純移動率や女性（15歳～49歳）の5歳階級別出生率については、過去の実績値を基に近似曲線により推計した値を利用。

1-2 事業所の将来予測

将来の事業所数は、過去5年間の事業所数実績を基に、トレンド法^{注)}を使用して予測しました。

目標年度である平成39年度には、現状（平成28年度）と比べると7.1%増加すると予測されました。

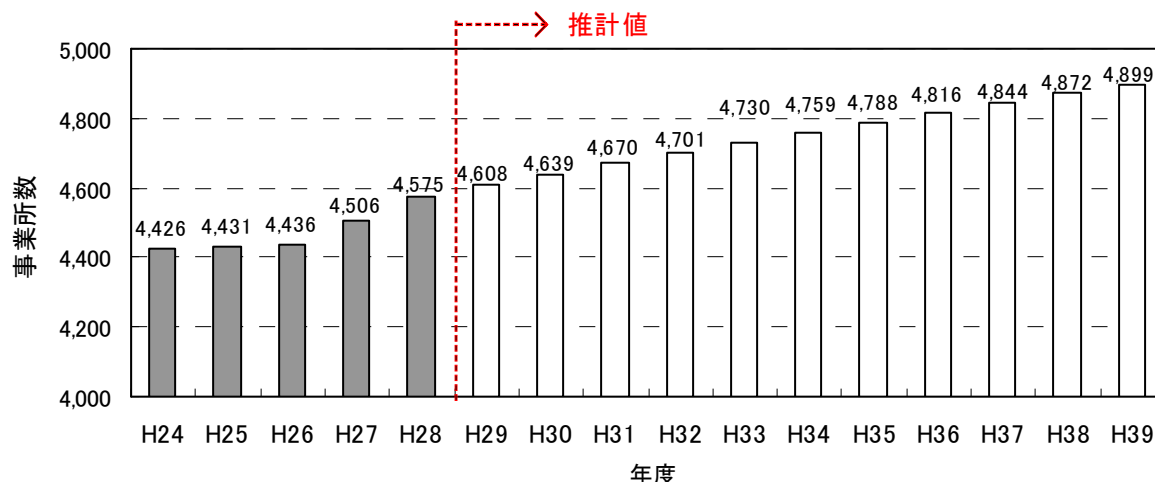


図1-2-2 事業所数の将来予測

注)トレンド法とは、過去の実績の傾向（トレンド）をもとに、回帰式により将来予測を行う方法。

2 ごみ量の将来予測

将来のごみ量は、過去11年間の実績を基に、トレンド法を使用して予測しました。

本市の無対策（追加施策無し）のごみ排出量の推計結果を図1-2-3に示します。

今後、人口及び事業所数は増加傾向にあることから、家庭系及び事業系のごみ量は増加し、推計結果に基づくごみの総排出量は平成39年度には38,799 tになると予測されます。

家庭系ごみの一人1日当たりのごみの排出量は550 g/人・日、事業系ごみの一人1日当たりのごみの排出量は287 g/人・日に増加すると予測されます。

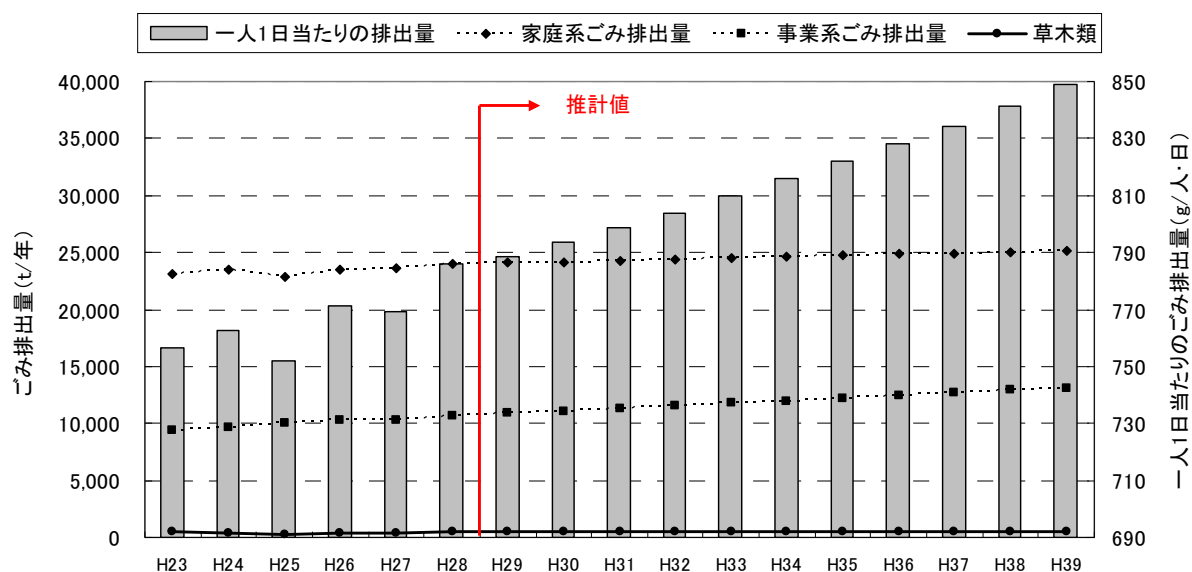


図1-2-3 ごみ総排出量の予測結果（無対策（追加施策無し））

家庭系ごみ及び事業系ごみ原単位の増加率を表1-2-1及び図1-2-4に示します。

本計画の目標年度である平成39年度における家庭系ごみ及び事業系ごみの原単位の増加率は、家庭系ごみが102.6%増加し、事業系ごみが120.1%増加すると予測されます。

表1-2-1 家庭系ごみ及び事業系ごみ原単位の増加率（無対策（追加施策無し））

年度	区分	原単位					
		家庭系ごみ (g/人・日)	H28からの 増加率	事業系ごみ (g/人・日)	H28からの 増加率	一人1日当たりの ごみ総排出量 (g/人・日)	H28からの 増加率
現況	平成28年度	536	—	239	—	786	—
将来推計	平成29年度	535	99.8%	242	101.2%	789	100.3%
	平成30年度	536	100.0%	246	102.9%	794	101.0%
	平成31年度	537	100.1%	250	104.6%	799	101.6%
	平成32年度	538	100.3%	254	106.3%	804	102.3%
	平成33年度	540	100.6%	259	108.2%	810	103.0%
	平成34年度	541	100.9%	263	110.0%	816	103.8%
	平成35年度	543	101.2%	268	112.0%	822	104.6%
	平成36年度	544	101.5%	273	113.9%	828	105.3%
	平成37年度	546	101.8%	277	115.9%	834	106.1%
	平成38年度	548	102.2%	282	118.0%	842	107.1%
	平成39年度	550	102.6%	287	120.1%	849	108.0%

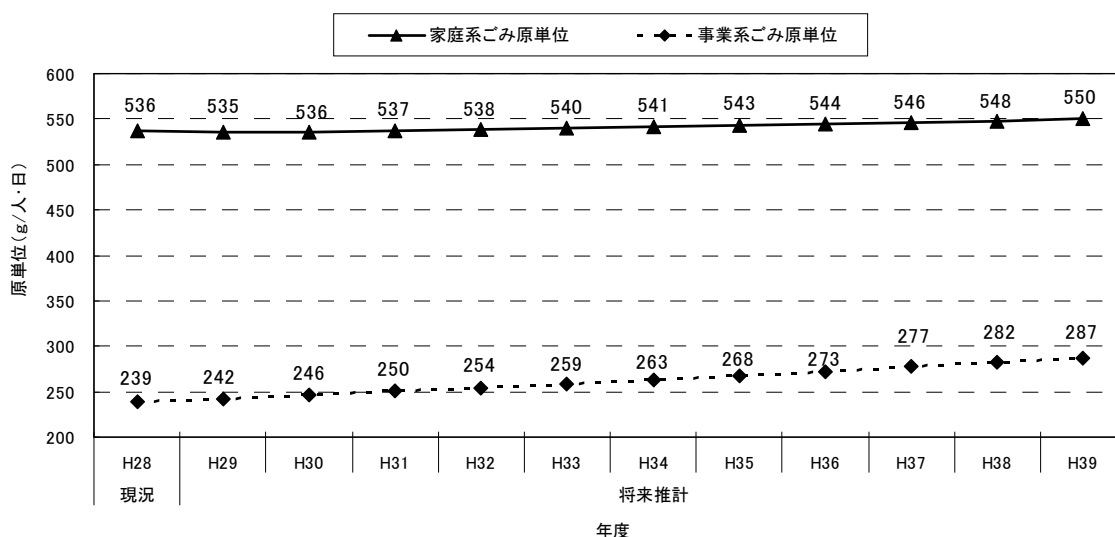


図1-2-4 家庭系ごみ及び事業系ごみ原単位の予測結果（無対策（追加施策無し））

第4節 目標の設定

1 目標値の設定

1-1 国・沖縄県の減量化・資源化等の目標値

5つの基本方針を適切に推進していくために、指標となる目標値を設定します。

目標値設定の考え方としては、国・沖縄県の減量化・資源化等の目標値と本市の排出状況等を勘案して設定するものとします。

国・沖縄県の減量化・資源化等の目標値を表1-2-2に示します。

表1-2-2 国・沖縄県の減量化・資源化等の目標値

		実績値 国：平成24年度 県：平成25年度	目標値 国・県：平成32年度	備考
国	排出量	4,500万t/年度	平成24年度比 約12%削減	
	再生利用量 (リサイクル率)	930万t/年度	約27%に増加	
	最終処分量 (最終処分率)	470万t/年度	平成24年度比 約14%削減	
沖縄県	排出量	436,000t/年度 (830g/人・日)	425,000t/年度 (809g/人・日)	平成25年度に対し 2.5%削減
	一人1日当たりの 家庭系ごみ排出量	472g/人・日	460g/人・日	平成25年度に対し 2.5%削減
	再生利用量 (リサイクル率)	67,000t/年度	94,000t/年度 (22%)	
	最終処分量 (最終処分率)	26,000t/年度	21,000t/年度 (5%)	

出典：国『廃棄物の減量その他その適正な処理に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るための基本的な方針（変更）』（平成28年1月）

沖縄県『廃棄物処理計画（第四期）』（平成28年3月）

1-2 本市の減量化・資源化の目標設定

(1) 減量化目標の設定

減量化の目標は、沖縄県の目標である「沖縄県廃棄物処理計画（第四期）」の一人1日当たりのごみ排出量の目標値（平成25年度に対し2.5%削減）を参考として、以下のとおり定めました。

平成28年度の786g/人・日为目标年度（平成39年度）には2.5%減の
766g/人・日まで削減する。

家庭系ごみについては、ごみ減量施策を実施することにより、目標年度（平成39年度）の無対策（追加施策無し）の排出量（550g/人・日）から27g/人・日を減量し、523g/人・日を目標とします。

事業系ごみについては、ごみ減量施策を実施することにより、目標年度（平成39年度）の無対策（追加施策無し）の排出量（287g/人・日）から55g/人・日を減量し、232g/人・日を目標とします。

- 家庭系ごみは、目標年度（平成39年度）に、**523g/人・日**を目標とする。
- 事業系ごみは、目標年度（平成39年度）に、**232g/人・日**を目標とする。

(2) 資源化目標の設定

資源化目標は、沖縄県の再生利用の目標である「リサイクル率を平成32年度までに22%まで向上させる」を基本として、以下のとおり定めました。

リサイクル率を基準年（平成28年度）から目標年度（平成39年度）までに22.0%まで向上させる。

その目標達成のため、収集ごみを対象とした可燃ごみに混入している資源物のうち、

- 家庭系ごみからは、目標年度（平成39年度）の無対策（追加施策無し）の排出量（39g/人・日）から36g/人・日を増量し、**75g/人・日**を目標とする。
- 事業系ごみからは、目標年度（平成39年度）の無対策（追加施策無し）の排出量（5.8g/人・日）から27g/人・日を増量し、**32g/人・日**を目標とする。

(3) 減量化・資源化目標の施策実施後における推計結果

減量化・資源化目標の施策実施後における家庭系及び事業系ごみの一人1日当たりの排出量原単位の推計結果を図1-2-5～図1-2-6に示します。

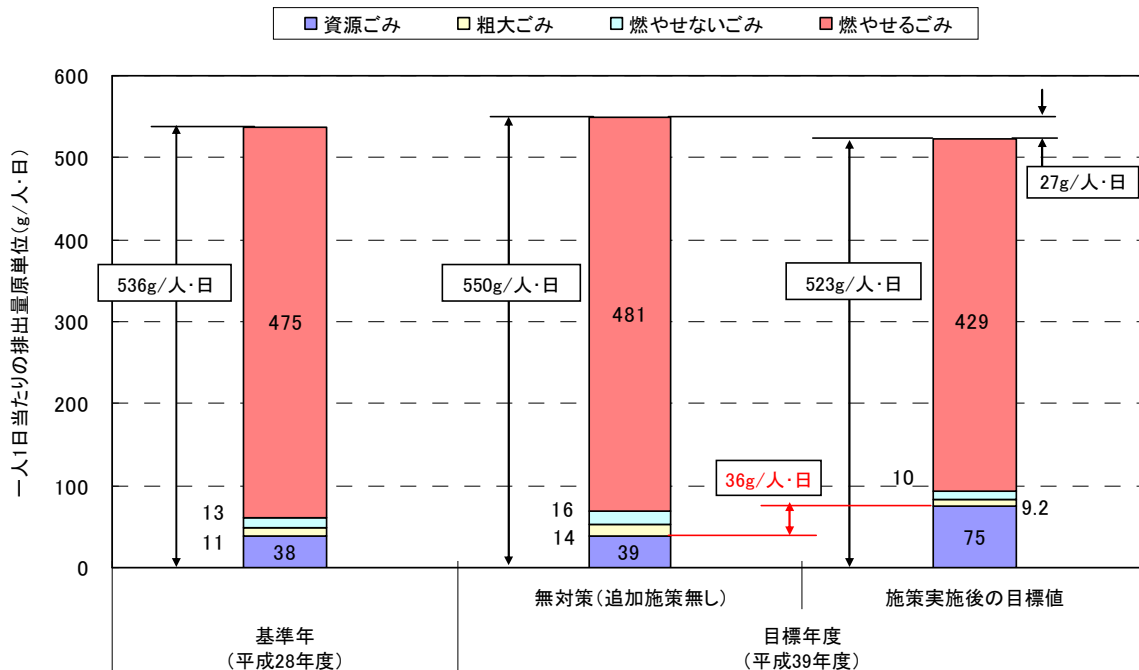


図1-2-5 家庭系ごみの一人1日当たりの排出量原単位の推計結果

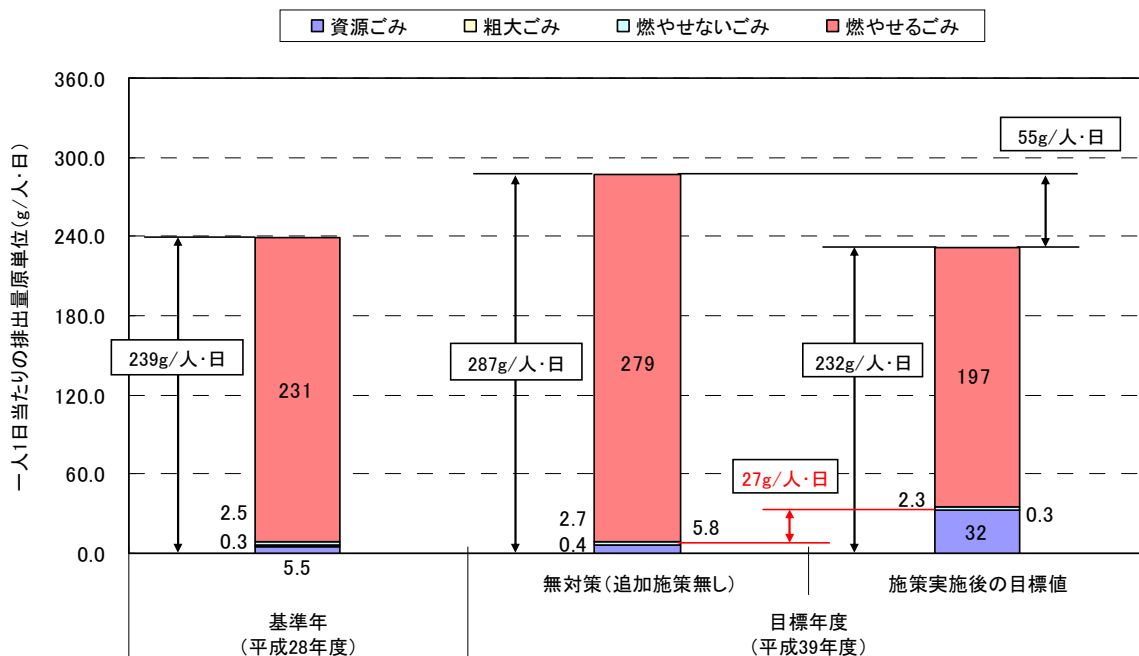


図1-2-6 事業系ごみの一人1日当たりの排出量原単位の推計結果

第3章 施策の展開

第1節 計画の体系

この計画を具現化していくため、本計画では5つの基本方針に基づき、それぞれに個別の具体的施策を掲げ、各施策の展開を図ることとします。



第2節 方針1：発生・排出抑制（市民・事業者・行政の三者協働による4R活動を推進）

1 市民による4Rの推進

1-1 減量化対策

(1) ライフスタイルの見直し

日常的に、ごみの発生・排出量を削減するライフスタイルへの転換を促す。

- ・必要な物しか買わない
- ・使い捨て製品の使用の抑制
- ・簡易包装の製品の購入
- ・詰め替え製品の購入
- ・環境や人の健康にやさしい商品の選択
- ・リユース及びリサイクル製品の選択
- ・長く使用できるものを選択
- ・物は長く使用
- ・食品ロスの削減
- ・3切り運動（食材の使い切り、食材の食べ切り、生ごみの水切り）の実行
- ・湿った草木類は乾燥させてからごみに出す

(2) マイバッグ等の運動の促進

- ・レジ袋や過剰包装を削減するため、マイバッグ運動の展開
- ・スーパーやコンビニ等との協力連携し、マイバッグ持参を展開
- ・マイ箸、マイカップの利用

(3) 分別排出の徹底

- ・転入者、単身世帯等のごみ分別排出の指導
- ・処理困難物のごみ出しルールの指導

1-2 資源化対策

(1) 紙類の回収

- ・紙類の分別回収の徹底の呼びかけ

(2) 古布の回収

- ・古布の回収の呼びかけ
- ・関係機関と調整を行い、効率の良い収集及び資源化に向けた取り組みの検討

(3) 廃食油の回収

- ・廃食油の回収の呼びかけ
- ・関係機関と調整し新たな拠点づくりの検討
- ・効率の良い収集及び資源化に向けた取り組みの検討

(4) 生ごみの堆肥化の普及

- ・「家庭用生ごみ処理機購入奨励助成事業」の継続
- ・家庭に庭や畑を所有する市民への生ごみ堆肥化容器等の活用

家庭用生ごみ処理機購入奨励助成事業の助成条件を表 1-3-1 に示します。

表 1-3-1 家庭用生ごみ処理機購入奨励助成事業の助成条件

区 分	単 位	範 囲	限度額
家庭用生ごみ処理機	1 世帯当たり 1 基	購入価格の 2 分の 1 以内	30,000 円
交付要件 (1) うるま市に住所を有し、かつ、1 年以上居住している者 (2) 処理機の適切な管理ができる者 (3) 生ごみからできた堆肥を自家処理できる者 (4) 市税等の滞納がない者 (5) 処理機をうるま市内の販売店で購入する者 (6) 過去 5 年間で助成を受けたことがない者			

出典：うるま市家庭用生ごみ処理機購入奨励助成金交付要綱（平成 19 年 3 月告示第 42 号）

(5) 食品トレイ等の店頭回収の利用促進

- ・食品トレイ等の店頭回収の利用の呼びかけ

(6) リサイクル業者の利用促進

- ・タンス等の不要品については、リサイクル業者の利用の周知

(7) フリーマーケットやバザー等の利用促進

- ・身の周りの物を再使用するフリーマーケットや不用品バザーの支援

1-3 減量化・資源化の双方を含む対策

(1) 4R の推進・組織づくり

- ・4R を適切に推進するため、地域との関係を強化し、ごみの分別指導や減量化の工夫等の情報交換を行える体制・組織づくり・拠点づくりの検討
- ・ごみの減量化及びリサイクルを推進するため、施策等への協力

(2) 市民への普及啓発

- ・子供が見ても理解できるごみの分別の仕方を紹介したパンフレットの作成
- ・市のごみ処理の現状やごみの分別方法等のごみ処理全体の説明資料のホームページでの紹介
- ・学校、家庭及び地域での環境教育への支援
- ・一般ごみの野焼き禁止
- ・不法投棄の禁止、不法投棄発見への協力

2 事業者による 4R の推進**2-1 減量化・資源化の双方を含む対策****(1) 分別排出の徹底**

- ・事業系一般廃棄物と産業廃棄物の明確化
- ・紙類の分別回収の徹底・指導
- ・飲食店などの生ごみの削減の指導
- ・処理困難物のごみ出しルールの指導

(2) 食品トレイ等の店頭回収

- ・食品トレイ等の店頭回収への実施の要請
- ・自主回収・自主処理を行う店頭回収事業所の拡大の要請
- ・店頭回収を実施している事業所の情報発信の要請

(3) 簡易包装の促進

- ・容器包装の簡素化（包装材・梱包材の削減等）への協力要請
- ・レジ袋有料化及びマイバッグへの協力要請

(4) 環境汚染の少ない製品やごみになりにくい商品の開発

- ・大量廃棄の素となる使い捨て商品等の製造を見直し、長期間使用が可能でリサイクルが容易なごみになりにくい商品開発の支援
- ・商品等の一部がごみとならないような商品を見直し、分別可能でリサイクルが容易な商品開発の支援

(5) 4R の推進・組織づくり

- ・ごみの減量化及びリサイクルを推進するため、施策等への協力
- ・4R を適切に推進するため、従業員等へのごみの分別指導や減量化の工夫等の情報交換を行える体制・組織づくりの検討

(6) 減量化・資源化計画の策定

- ・製品や流通及び販売で発生するごみの減量化を推進するため、年間排出量が一定規模を超える事業者については、減量化・資源化計画の策定支援
- ・全事業所でのペーパーレス化及び資源化の啓発

(7) 適正処理の啓発

- ・事業所から排出される廃棄物の処理責任の自覚と廃棄物の適正処理
- ・廃棄物処理業者を利用する際には、許可業者と契約
- ・産業廃棄物等については、安全で適正な処理、処分

(8) 環境に配慮した事業活動

- ・事業活動における省エネルギー・省資源に向けた取り組みの実践
- ・従業員への環境教育を実施
- ・事務用品等の長期使用
- ・環境配慮製品を積極的な使用
- ・紙の両面使用や資源化の徹底
- ・ごみの排出抑制及びリサイクル
- ・ごみの減量化に関する情報の収集
- ・市が開催する啓発活動等への参加
- ・不法投棄の禁止
- ・ダイオキシン類や悪臭などの原因となる小型焼却炉・簡易焼却炉の使用禁止

(9) 事業者による情報発信の促進

- ・事業者のごみ減量に関する取組事例についての紹介等への協力

3 行政による4Rの推進

3-1 減量化対策

(1) ごみ処理有料化の見直し・検討

- ・ごみの発生・排出抑制を推進するため、市民や事業者のニーズに対応した指定袋の種類や価格の見直し・検討

本市・沖縄市・浦添市のごみ処理手数料の料金比較を表 1-3-2 に示します。

表 1-3-2 本市・沖縄市・浦添市のごみ処理手数料の料金比較

項目	うるま市	沖縄市	浦添市
燃やせるごみ	特大60円/枚	-	-
	大30円/枚	大25円/枚	大25円/枚
	中20円/枚	中20円/枚	中20円/枚
	小17円/枚	小15円/枚	小15円/枚
燃やせないごみ	-	大25円/枚	大25円/枚
	中20円/枚	中20円/枚	中20円/枚
	小17円/枚	小15円/枚	小15円/枚
資源ごみ	中20円/枚	-	-
	小17円/枚	-	-
一般粗大ごみ	市収集300円/個	300円/個	300円/個又は東
	自己搬入200円/個		
特定家電製品	市収集300円/個	300円/個	1,300円/個
	自己搬入は民間指定工場へ		
犬・ねこ等の死骸	1,000円/体	200円/体	-
自ら市の処理施設へ搬入するごみ	-	-	最大積載重量が500キログラムまでの車両1台につき 1,000円 最大積載重量が500キログラムを超え1,000キログラムまでの車両1台につき 2,000円 最大積載重量が1,000キログラムを超え2,000キログラムまでの車両1台につき 4,000円 最大積載重量が2,000キログラムを超え4,000キログラムまでの車両1台につき 8,000円 最大積載重量が4,000キログラムを超える車両1台につき 10,000円

出典：「うるま市廃棄物の減量化の推進及び適正処理に関する条例（平成19年条例第11号）」

「沖縄市廃棄物の減量及び適正処理等に関する条例（平成12年条例第28号）」

「浦添市廃棄物の処理及び清掃に関する条例（平成6年条例第22号）」

「那覇市廃棄物の減量化の推進及び適正処理に関する条例（平成5年条例第15号）」

3-2 減量化・資源化の双方を含む対策

(1) 市民に対する 4R 活動の推進

- ・不用品を他者に譲り、使ってもらったり、不用品を使ったものづくりの講座等の開催
- ・適切な分別の指導
- ・集合住宅の所有者、管理会社又は管理組合に対するごみ分別に関する指導及び相談
- ・販売店等の事業者に対する簡易包装の導入の呼びかけ
- ・マイバッグ持参の呼びかけ

(2) 市民団体等との協力

- ・環境負荷の少ない処理やごみ処理に要する費用等についての認識を深めるための環境教育・環境学習の場の提供
- ・市民団体等の協力を得て、更なるごみの分別や資源化を推進

(3) 事業者に対する 4R 活動の推進

- ・事業系一般廃棄物排出事業者の排出量及び排出実態の把握
- ・簡易包装やばら売り・量り売りの取り組みの働きかけ
- ・生ごみを排出する事業者に対しては、食品ロスの削減や水切りの実施・指導
- ・年間排出量が一定規模を超える事業者には、ごみの減量化及びリサイクルの実施の徹底・指導
- ・他自治体又は民間団体などの取組事例について調査・研究
- ・環境に優しい製品やサービス提供の働きかけ
- ・リサイクルルートの確保

(4) 環境教育の推進

- ・ごみ処理施設等の見学会を実施し、一人でも多くの子供がごみや環境に関心を持ち具体的な行動を取ってもらうため、一般の見学や小・中学校への環境教育の実施
- ・子供への教育を通じて、子育て世代が子供と一緒にごみや環境について考えることができる学習機会の場の提供
- ・4R の普及啓発を推進するため、市民や事業者への出前講座を定期的で開催

(5) 普及啓発の推進

- ・市民及び事業者のごみに関する環境問題やごみ減量について意識啓発を図るため、広報紙やホームページを活用
- ・ごみ減量化の取組事例について広報紙やホームページでの情報発信
- ・転入窓口となる担当部署と協力して、転入者に対する普及啓発

- ・集合住宅の所有者、管理会社又は管理組合と連携した入居者への普及啓発
- ・3切り運動（食材の使い切り、食材の食べ切り、生ごみの水切り）の普及啓発
- ・エコステーションの設置については、各種イベントや祭り会場など、その他へ設置場所を拡大
- ・美島環境クリーンセンターの工房をエコステーションとして活用するよう検討

(6) グリーン購入の利用促進

- ・市役所内でのグリーンマーク商品等、環境配慮型製品の率先購入
- ・市民及び事業者に対し、環境配慮型製品の購入を呼びかける
- ・再生紙が使用されているトイレットペーパーの購入
- ・古紙配合率が高く、白色度の低い紙の購入

(7) 事務用消耗品等についての配慮

- ・割り箸の使用をやめ、マイ箸を使用
- ・マイボトルの持参
- ・ボールペンは、芯の交換ができるものを使用
- ・使い捨て製品の使用や購入を抑制し、資源を有効に活用
- ・物品等の納入時における過剰包装の削減を推進
- ・ファイルやフォルダを繰り返し使用
- ・使用済み封筒の再利用
- ・再生紙などの再生品の活用
- ・新聞、雑誌、ダンボール、雑紙などの古紙分別を徹底
- ・資源ごみ（ビン類、缶類、プラスチック類、ペットボトル）の分別を徹底
- ・市主催のイベント会場にごみ分別回収ボックスを設置

(8) 環境クリーン指導員の設置

- ・ごみの排出、ごみの減量化・資源化の指導

第3節 方針2：収集・運搬（効率的で環境に配慮した収集・運搬体制を整備）

1 分別区分・収集方法の見直し

1-1 分別区分細分化の検討

- 平成25年4月に施行された小型家電リサイクル法に基づき、携帯電話、デジタルカメラ等の小型家電（28分類）の回収方法を検討（表1-3-3参照）。

表1-3-3 収集方式及び分別区分

収集方式	分別区分	主な品目	排出形態	収集回数	
市委託収集	燃やせるごみ	生ごみ、食用油、プラスチック類、紙くず類等	指定袋	週2回	
	燃やせないごみ	金属類、やかん、陶磁器類、小型電化製品、割れガラス等	指定袋	月2回	
	有害ごみ	蛍光灯、電球、乾電池、水銀体温計	かご等に入れる		
	資源ごみ	かん類	スチール缶、アルミ缶、スプレー缶	かご等に入れる	週1回
		ペットボトル	飲料用、調味料用	指定袋	
		古紙類	新聞・チラシ・OA用紙、本類、段ボール、紙バック、雑紙等	紙ひもでしぼる	
		びん類	飲料用、調味料用	かご等に入れる	
衣類	再利用できるもの	指定袋			
市直接収集	粗大ごみ	一般粗大ごみ	タンス、机、食器棚等（指定袋に入らないもの）	個別申込（有料処理券）	地区毎に指定曜日有（事前申込）
		特定家電製品	冷蔵庫、洗濯機、エアコン、テレビ	個別申込（有料処理券・リサイクル券）	
	小型家電製品	携帯電話、デジタルカメラ等（28分類）			
自己搬入	粗大ごみ	一般粗大ごみ	タンス、机、食器棚等（指定袋に入らないもの）	個別申込（有料処理券）	月～土（事前申込）
		特定家電製品	冷蔵庫、洗濯機、エアコン、テレビ	リサイクル券	随時 民間指定工場へ
	草木類	庭の小枝、草類	ばら積み		随時（事前申込）

1-2 収集・運搬委託業者の指導

- 収集委託業者に対して適切な収集・運搬を行うよう指導
- 市民の分別の徹底を促すため、分別されていないごみについては、収集を行わない措置を促しており、委託業者に対してその趣旨を説明

2 収集・運搬体制の整備

2-1 環境配慮型の収集車両の導入

- 環境配慮型の収集車両（粗大ごみ収集）の導入
- ごみの収集・運搬を委託している業者に対しても導入を推進

2-2 安心・安全・安定的な収集・運搬体制の確保

- ・ごみの分別区分、排出方法、排出場所に排出されたごみは、市が責任を持って適正かつ円滑に収集・運搬
- ・ごみ処理を取り巻く状況の変化にも対応できる安心・安全・安定的な収集・運搬体制の確保に努めるとともに、状況に応じた施策の推進

3 資源物持ち去り行為の防止

3-1 資源ごみ抜き取り対策の検討

- ・資源物（アルミ缶・新聞紙）の抜き取り対策の検討

第4節 方針3：中間処理（ごみの処理費を含めた施設の適正管理を推進）

1 安全かつ適正な処理体制の適正管理

1-1 美島環境クリーンセンター等の維持管理

- ・中間処理施設の定期的な点検・清掃・補修整備により予防保全を徹底し、施設の長寿命化を図る
- ・市民及び事業者から排出される燃やせるごみ、燃やせないごみ等、全量を安全かつ適正に処理できる体制を整備するとともに、広域的な処理体制の充実を図る

ごみの種類毎の処理方針を表 1-3-4 に示します。

表 1-3-4 ごみの種類毎の処理方針

区分	排出形態
燃やせるごみ	<ul style="list-style-type: none"> ・生ごみ等は、再資源化を推進する。 ・可燃ごみは、減容効果の大きい溶融処理とする。また、その残渣（溶融スラグ）のリサイクルを推進する。 ・ごみの溶融処理によって発生する余熱を極力回収し、熱利用に努める。
燃やせないごみ	<ul style="list-style-type: none"> ・破碎処理を行い、可燃物、資源物に選別する。 ・破碎・選別後、可燃物等は溶融処理とする。 ・資源物は、リサイクルを促進する。
粗大ごみ	<ul style="list-style-type: none"> ・粗大ごみは破碎し、可燃物、資源物に選別する。 ・破碎・選別後、可燃物は溶融処理とする。資源物はリサイクルを促進する。 ・家具等使用可能な物は市民へ提供し、再使用する。
資源ごみ	<ul style="list-style-type: none"> ・分別回収によって収集した資源物は、選別し再生可能な資源物として回収する。
有害ごみ	<ul style="list-style-type: none"> ・分別回収によって収集した有害ごみは、貯留し処理業者に処理委託を行う。
特別管理一般廃棄物	<ul style="list-style-type: none"> ・特別管理一般廃棄物である感染性一般廃棄物の処理は、排出者責任とし、処理業者や業界の回収ルートを利用し、自己処理を行う。

2 処理施設の燃料費の低減化

2-1 燃料費の低減化

- ・ごみの減量化・資源化やごみ処理事業の効率化などによる、ごみ処理費用の削減

3 リサイクルの推進

3-1 中間処理段階の循環利用の促進

- ・熱回収施設における金属類や溶融スラグ等の有効利用、埋立処分量の最少化、余熱利用（発電、蒸気利用）
- ・リサイクルセンターにおける不燃性粗大ごみからの金属類の自然物回収の徹底と分別収集した金属類、ガラス類、ペットボトル、紙類の適正な資源化の実施

第5節 方針4：最終処分（最終処分場を長期利用可能とするため、埋立処分量の減容化を推進）

1 最終処分量の減容化

1-1 ごみ排出量の減量化

- ・最終処分場の減容化を図るため、ごみの排出抑制やリサイクル、適正な中間処理の実施

第6節 方針5：その他計画（清潔できれいなまちを目指す）

1 不法投棄対策・環境美化運動の推進

1-1 不法投棄の監視体制の強化

- ・地域住民や関係機関との連携を強化し、不法投棄のパトロール体制の整備
- ・市民、団体などの協力を得て、不法投棄の情報提供及び早期発見
- ・地域の自治会と協力し、廃棄物の不法投棄防止に係る意識啓発

1-2 不法投棄排出者への対応

- ・不法投棄を行った者に対しては、法令及びルールへの遵守を促すよう指導
- ・必要に応じて、警察及び自治会などと連携を図り、厳格な対応の実施

1-3 不法投棄排出者への啓発

- ・不法投棄防止の看板設置及び提供、不法投棄がされやすい場所への監視カメラの設置等

1-4 環境美化運動の推進

- ・美しい環境を保つためには、一人ひとりのモラルを高める必要があることから、各自治会・市民・各種団体・事業者等と協力し、環境美化清掃の継続

2 適正処理困難物の対応

2-1 廃家電製品（エアコン、テレビ、冷蔵庫、洗濯機、衣類乾燥機）の回収方法の周知徹底

- ・家電リサイクル法で定められている5品目（エアコン、テレビ、冷蔵庫、洗濯機、衣類乾燥機）の回収方法の周知

2-2 家庭から排出される医療系廃棄物の回収

- ・「うるま市在宅医療廃棄物の処理について（お願い）」に基づき、在宅医療廃棄物の回収を継続

3 小型家電リサイクルの推進

3-1 小型家電リサイクルの周知徹底

- ・小型家電リサイクル法に基づき、希少金属（レアメタル）等のリサイクルについて、広報紙やホームページでの周知

4 災害廃棄物処理対策

4-1 災害廃棄物処理基本計画の策定

- ・本計画の第3編「災害廃棄物処理基本計画」に基づいた災害廃棄物の処理を実施

コラム：使われなくなった携帯電話やスマートフォン等から「金メダル」？

公益財団法人東京オリンピック・パラリンピック競技大会組織委員会（東京2020組織委員会）は、東京2020大会で使用するメダルについて、使用済み携帯電話等の小型家電から製作する「都市鉱山*からつくる！みんなのメダルプロジェクト」を実施しています。

このプロジェクトを通じて、オリンピック・パラリンピック合わせて金・銀・銅あわせて約5,000個のメダルを製作する予定です。

このプロジェクトは、日本全国の国民が参加してメダル製作を行う国民参画形式であり、リサイクル金属をメダル製作に活用することで環境に配慮し、日本のテクノロジー技術を駆使することで、金の精錬におけるリサイクル率100%を目指しています。国民が参画し、メダル製作を目的に小型家電の回収を行い、抽出された金属でメダルの製作を行うプロジェクトは、オリンピック・パラリンピック史上、東京2020大会が初めてとなります。



*携帯電話などの小型電子機器等には、金や銅などの有用金属、パラジウムなどのレアメタル（希少金属）が含まれ、これら使用済み小型家電は都市にある鉱山という意味で、「都市鉱山」と呼ばれています。

第7節 計画の推進

本計画の推進のためには、市民、事業者、行政が本計画の目的を十分理解し、一体となって取り組むことが必要です。ここでは、努力目標や各施策を達成するために市民、事業者、行政の具体的な行動の一例を示します。

1 市民の役割

- ・買物袋を持参し、詰め替え商品の購入や店舗等での簡易包装の要求を行う
- ・生ごみの堆肥化など身近な活動から取り組む
- ・使い捨て商品の購入を自粛する
- ・ものをできるだけ長く使用する
- ・分別排出を徹底し、適正に排出する
- ・リサイクル製品を積極的に購入する
- ・ごみの分別を徹底することで、ごみ処理施設の安定稼働、適正処理に協力する
- ・家庭ごみを野焼きなどで処理しない
- ・不法投棄を行わない、不法投棄の発見に協力する

2 事業者の役割

- ・使い捨て商品の開発、製造、販売を見直す
- ・流通包装の簡素化と排出抑制に取り組む
- ・過剰包装を自粛する
- ・分別排出に協力する
- ・オフィスなどの備品にできるだけリサイクル品を使用する
- ・再生品の開発、製造、販売に積極的に取り組む
- ・市の減量化・資源化施策に協力する
- ・ごみの分別を徹底することで、ごみ処理施設の安定稼働、適正処理に協力する
- ・産業廃棄物等については、安全で適正な処理、処分を行う
- ・不法投棄を行わない

3 行政の役割

- ・市民や事業者に対する教育、啓発活動を推進する
- ・市民、事業者の自発的な活動を支援する
- ・リサイクル関連業界と連携し、リサイクルルートの確保に努める
- ・再生品利用（グリーン購入）を積極的に推進する
- ・適正処理に努め、必要な施設整備やごみ処理体制を整備する
- ・広報・啓発活動や推進団体の育成等を積極的に進め、4R運動を促進する
- ・不法投棄の監視、啓発や適正処理対策を推進する
- ・環境クリーン指導員を委嘱し、ごみの排出指導、ごみの減量化・資源化の促進及び指導、不法投棄防止等を推進する

第8節 計画の実効性を高める仕組み

1 計画の進行管理

1-1 協力体制

基本方針の達成に向けて、行政及び関係機関での連携はもちろん、市民や事業者との協力体制を構築することが重要です。本市では、次の具体的対応を実施することで、市民、事業者、行政が一体となった施策の展開や見直しを行っていきます。

- ・ ホームページを利用したごみ行政情報の提供
- ・ 市民意見の施策への反映

1-2 計画の進行管理

効果的に施策を推進し、努力目標値を達成するためには施策の実施状況や努力目標値の達成状況を定期的にチェックし、評価、改善措置を講じることが必要です。

そこで、図 1-3-1 のような基本方針（ごみの減量・リサイクル目標値）の検討（Plan）、基本方針の実施（Do）、基本方針の評価（Check）、基本方針の改善・代替案（Action）のチェックシステムを整備し、目標年次（平成 39 年度）までこれを実施することで、努力目標値の達成を目指します。

また、これらの状況はホームページ等で市民、事業者に広く知らしめます。

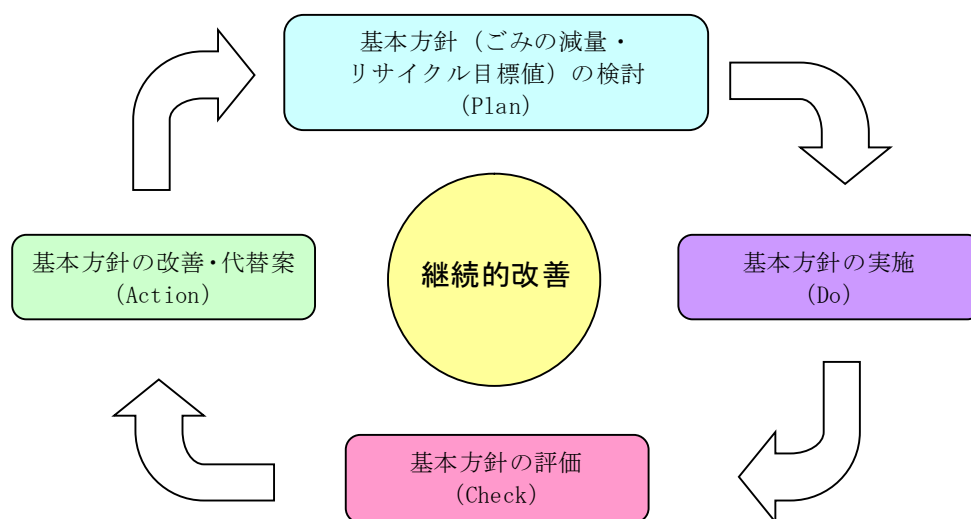


図 1-3-1 チェックシステム

1-3 推進体制

本市では、本計画を推進していくために全庁的な推進調整を図り、施策・事業の総合的・計画的な取り組みを進めます。

また、有識者や市民・事業者・団体の代表で構成される「うるま市一般廃棄物減量等推進審議会」は、市民の立場及び専門的な見地から計画の達成、進捗状況を点検・評価し、計画の見直し、本市に対して助言・提言を行ないます。

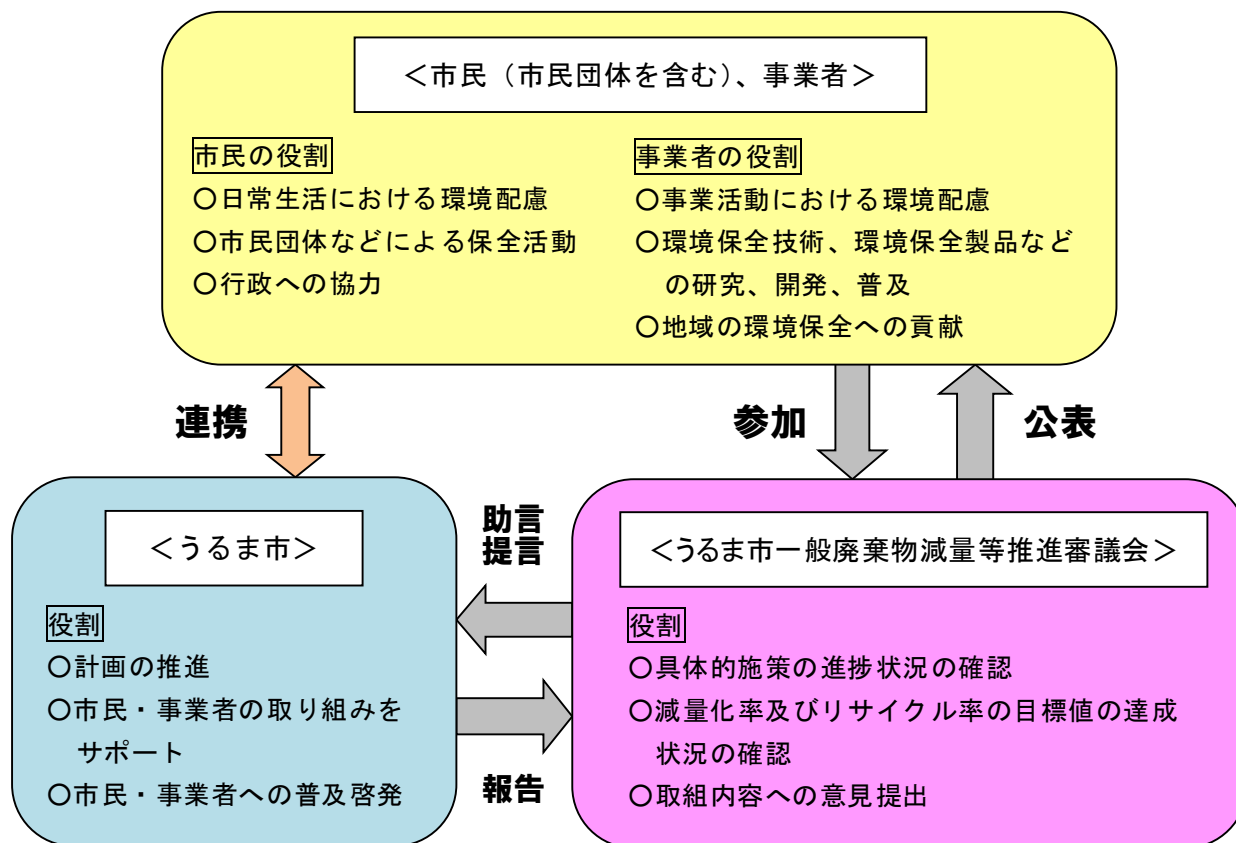


図 1-3-2 推進体制